# 平成 29 年 第 2 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 29 年第 2 回水巻町議会定例会第 3 回継続会は、平成 29 年 3 月 15 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

１．出席議員は次のとおり

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 番 | 白 石 雄 二 | 9 番 | 井 手 幸 子 |
| 2 番 | 出利葉 義 孝 | 10 番 | 住 吉 浩 徳 |
| 3 番 | 廣 瀬 猛 | 11 番 | 入 江 弘 |
| 4 番 | 水ノ江 晴 敏 | 12 番 | 津 田 敏 文 |
| 5 番 | 松 野 俊 子 | 13 番 | 古 賀 信 行 |
| 6 番 | 久保田 賢 治 | 14 番 | 近 藤 進 也 |
| 7 番 | 小 田 和 久 | 15 番 | 柴 田 正 詔 |
| 8 番 | 岡 田 選 子 | 16 番 | 舩 津 宰 |

２．欠席議員は次のとおり

３．議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 大 辻 直 樹

主 任 ・ 原 口 浩 一

４．地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町 長 | 美 浦 喜 明 | 福 祉 課 長 | 吉 田 奈 美 |
| 副 町 長 | 吉 岡 正 | 健 康 課 長 | 内 山 節 子 |
| 教 育 長 | 小 宮 順 一 | 建 設 課 長 | 荒 巻 和 徳 |
| 総 務 課 長 | 蔵 元 竜 治 | 産業環境課長 | 増 田 浩 司 |
| 企画財政課長 | 篠 村 潔 | 上下水道課長 | 河 村 直 樹 |
| 管 財 課 長 | 原 田 和 明 | 会 計 管 理 者 | 山 田 浩 幸 |
| 税 務 課 長 | 堺 正 一 | 生涯学習課長 | 村 上 亮 一 |
| 住 民 課 長 | 手 嶋 圭 吾 | 学校教育課長 | 中 西 豊 和 |
| 地域・こども課長 | 山 田 美 穂 | 図書館・歴史資料館館長 | 古 川 弘 之 |

５．会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 平成 29 年 3 月　定例会

## （第２回）

第 3 回継続会

# 本会議　会議録

平成 29 年 3 月 15 日

水　巻　町　議　会

# 平成 29 年 第 2 回水巻町議会定例会 第 3 回継続会 会議録

平成 29 年 3 月 15 日
午前 10 時 00 分開議

**議　長（白石雄二）**
　出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 29 年第 2 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

**<u>日程第 1　一般質問について</u>**

**議　長（白石雄二）**
　日程第 1、一般質問について。これより一般質問を行ないます。1 番、有信会。柴田議員。

**15 番（柴田正詔）**
　15 番、柴田です。有信会を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。
　はじめに、高齢者の生活支援サービスについて。
　平成 29 年度より実施予定の「生活支援体制整備事業」及び「認知症初期集中支援チーム設置事業」の内容についてお尋ねします。
　次に、地域自治組織「区」の維持、発展・強化について。
　地域課題の解決などのまちづくりを進めるにあたっては、住民活動団体や区が重要な担い手です。
　とりわけ、私たちの地域を将来に渡って引き継いでいくためには、住民に一番身近な自治組織である「区」がそれぞれの地域特性を活かし、その活動を持続的に行なっていくことが欠かせません。
　しかしながら、近年の人口減少や高齢化の進行に伴い、役員の担い手不足や、これまで行なわれてきた行事・活動の継続が難しくなるなど、「区」は様々な課題を抱えています。
　「区」をまちづくりの重要な組織と位置づけ、協働していく必要があります。そこで、「区」を公共的団体と位置づけ、「区」の組織強化への支援を可能にするような仕組みづくり、行政主導で①地区担当職員制度の導入②適切な財政支援（区長事務委託費及び地域振興助成金のあり方の見直しを含む。）などの支援策を検討されたらどうかお伺いいたします。以上です。

**議　長（白石雄二）**
　町長。

**町　長（美浦喜明）**
　はじめに、高齢者の生活支援サービスについて、のご質問にお答えします。
　平成 29 年度より実施予定の「生活支援体制整備事業」及び「認知症初期集中支援チーム設置事業」の内容について、のお尋ねですが、平成 28 年 12 月議会において、介護保険法の改正に

よって市町村が取り組むこととされた地域支援事業のメニューと、本町における進捗状況等をお示ししたところですが、事業概要に関し、まず１点目の「生活支援体制整備事業」についてご説明いたします。

「生活支援体制整備事業」とは、各市町村で平成37年度までに構築すべきとされている「地域包括ケアシステム」の体制整備のうち、在宅生活を支える基盤整備を目的とする「住民主体の互助の仕組みづくり」のための手法として提示されている事業です。

具体的には、生活支援コーディネーターの配置、定期的な情報の共有や連携強化の場としての協議体の設置の２つが示されています。

生活支援コーディネーターは、町が定める活動区域ごとに配置し、地域住民の既存組織等を活用しながら、地域課題の抽出や社会資源の整理等を行ない、生活支援の担い手の養成、地域関係者のネットワークの構築、地域のニーズとサービス提供主体の活動のマッチングなどを行ないます。

ここでいう生活支援とは、町や事業者等によって提供される様々なサービスのことで、介護者支援・外出支援・食材配達・安否確認・移動販売・交流サロン・配食サービス等がこれにあたります。

本町では、この事業を水巻町社会福祉協議会に委託する予定ですが、町全体のコーディネーターとしては、地域包括支援センターの社会福祉士を充て、日常生活圏域としての中学校区単位には、社会福祉協議会の職員を配置します。

また、協議体の設置については、日常生活圏域においては地域住民の既存組織を活用し、町全体では「水巻町見守りネットワーク協議会」の従来持つ機能を活用する予定です。

次に、「認知症初期集中支援チーム設置事業」についてですが、わが国における認知症の有病率が15パーセントと推計される中で、高齢化率の上昇に伴い認知症高齢者数も同時に増加が見込まれています。

こうした背景により国は、「認知症施策推進総合戦略」、通称、新オレンジプランを策定し、介護保険法において市町村が実施する地域支援事業の１つとして認知症初期集中支援チーム設置事業が位置付けられました。

現状において、早期対応の遅れから認知症の症状が悪化したり、継続的なアセスメントが不十分で、適切な認知症のケアが出来ていない等の課題があることから、「早期支援機能」や「危機回避支援機能」の整備、「早期・事前的な対応」が求められています。

そこで、認知症専門医であるサポート医や保健福祉の専門職からなる「認知症初期対応支援チーム」を各市町村に設置し、訪問支援対象者及び家族等に対して、認知症へのできるだけ早期の段階での集中的な支援と専門医療機関へのつなぎを円滑に行なうこととなりました。

本町では、認知症疾患医療センターとして十分な実績がある医療法人昌和会見立病院に本業務を委託し、平成29年度当初から事業を開始いたします。具体的には、支援対象者宅への訪問、支援方針の立案、医療機関への受診勧奨、状態に合わせた介護サービス利用の勧奨、支援終了方針の決定、支援終了後のモニタリング等を行ないます。

なお、認知症初期集中支援チームは、支援期間が最長６か月と定められていますが、その後も継続的支援を行なう必要性が高いと見込まれることから、チームの支援開始からの連携支援

や、相談体制の構築維持のために、「認知症地域支援推進員」を稼働させる必要があります。
本町の推進員には、地域包括支援センターの保健師及び社会福祉士を配置する予定ですが、支援チームの稼働に先立ち、処遇困難な事例等に対し、見立病院の「こころのサポート事業」を活用して、見立病院職員との同伴訪問やカンファレンス等の取組みを実施し、ノウハウを学習する機会を持っています。
次に、地域自治組織「区」の維持、発展・強化について、のご質問にお答えします。
まず、ご質問の地域担当職員制度について、県内の状況を調べてみますと、平成29年1月1日現在で導入している市町村は、県内では26自治体、その内、町村では8自治体であり、制度の導入方法につきましては、コミュニティ担当課の職員のみで実施、希望する職員を募って実施、職員全員で実施等市町村によってその手法はさまざまです。
事業内容につきましては、地域住民と行政が連携して豊かで暮らしやすい協働のまちづくりの実現に向けて、職員が地域の活動に参加し、地域住民による自主的な地域づくりをサポートするところが多いようです。
地域担当制度を導入している近隣市町は、北九州市、中間市、芦屋町ですが、芦屋町では平成26年度から自治区担当職員制度を導入しています。職員の若年化や町外居住が増えていることなどから、なかなか地域の実態を把握できていない現状があり、今後の協働のまちづくりの推進に支障をきたすことが懸念されるため導入されたようです。平成28年度で3年経過し、一定の効果は出ているものの、職員の負担が増大しているなどの問題も生じているようです。
また、中間市では平成27年度より地域担当職員制度を導入しています。職員の中から公募により希望者を募集し、1班3人から4人で組織を作り、小学校区単位の自治会、民生委員児童委員、ＰＴＡ、ボランティア団体等で組織しているまちづくり協議会に派遣をしているそうです。
地域担当職員は、この校区まちづくり協議会と行政のパイプ役として定例会等に参加し、地域の実態把握や行政情報の提供等を行なっています。
本町が区の意見や要望を伺う手段としましては、町議会はもとより、年に6回開催していただいております区長会総会、年に1回町が開催しています行政懇談会、地区からの要請により行なう地区行政懇談会、区からの要望書などです。
また、地域の課題が発生したときには、担当職員が地域の役員会等に出席し、課題解決に向けた情報提供等を行なっているところです。
議員がご提案されております地域担当職員制度は、地域の若年層の自治会加入率の低下や高齢世帯の増加による担い手不足等、地域が抱えるさまざまな課題を共有し、解決に向けた支援をするために有効な手段の1つであると考えていますが、今後、地域コミュニティの活性化や地域の課題解決を推進できる体制を構築できるよう検討してまいります。
そこで1点目にお尋ねの、地域担当職員制度の導入につきましては、その体制が整ってから、地域と意見交換をさせていただきたいと考えております。
次に2点目の、適切な財政支援につきましては、現在、補助金額や交付の方法について、検討を行なっているところです。
検討の内容としましては、各課が事業ごとに交付している金額をただ調整するだけではなく、各種補助金を可能な限り統合し、地域の実情に応じて柔軟に活用できるように調整したいと考

えております。
　そのため、各担当課の横断的な調整や区長会からのご意見もいただきながら進める必要があることから、期間を頂戴いたしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**議　長（白石雄二）**
　これより、再質問をお受けいたします。柴田議員。

**15番（柴田正詔）**
　はじめに、高齢者の生活支援サービスについてですが、本町におきましては、社会福祉協議会に委託というふうに回答されています。それで、中学校区ごとに、社協の職員を配置しますということでありますが、最終的に中心になるのが、それぞれの行政区だろうと思うんです。行政区の、所謂サポーターと言いますか、マンパワーと言いますかね、そういった人たち。
　ですから、65歳以上の、特に前期高齢者を中心とする、そういった地域で支える仕組みづくりが早急な課題だろうと思いますが、それについて、具体的にどういうふうな働きかけをされるのか。これ、社協が中心にされるということで、委託されるということですから、これも大変なことだろうと思うんですね、社協も。
　これが、制度が整えば、素晴らしい事業だと思うんですが、これやはり社協に委託するにしても、行政が本腰を入れて取り組まないと、なかなか進展しないんじゃないかというふうな気がしますが、1点目はそういった地域でのマンパワー、そういった、特に65歳以上の前期高齢者を中心とする、そういった地域で支える仕組みづくりですね、それについて、具体的にどういうふうに考えておられるのか。それが1点。
　それから、この活動についての活動費用。例えば、人件費とか、委託費こういった件については、どういったふうに、そういった補助の対象になるのかどうなのか、まずこの2点だけ、お尋ねします。

**議　長（白石雄二）**
　課長。

**福祉課長（吉田奈美）**
　柴田議員の再質問にお答えいたします。まず、1点目の、社会福祉協議会に委託して、中学校圏域に、お1人ずつコーディネーターさんを配置するけれども、本来は行政区単位で取り組むべきではないかというところでのご質問だったと思いますが、一応、コーディネーターさんの配置としては、中学校区圏域にお1人ずつということでは考えておりますけれども、平成29年度以降の取り組みの内容としては、その地域課題の抽出、社会資源の洗い出しを、まずやるんですけれども、それについては、基本的には、自治会単位で取り組みをしていこうと思っております。
　ですので、今、ちょっと答弁書には、書かせていただいておりますけれども、既存の、例えば自治会の役員会であるとか、あと福祉会活動をされているところであれば福祉会活動のお集

まりであるとか、そういうところに、中学校区ごとのコーディネーターがお邪魔いたしまして、そこで、まずシート、その行政区ごとの基本シートを作っていこうと思っております。

そこで、まずその地域で、どういう社会資源があるのか、どういう困りごとがあるのか、そして、地域の中で、中心的な役割をされている方がどういう方たちがおられるのか、というところの各シートをまとめて、それからそこの地域、地域で取り組んでいただけることが何かというところの皆さまからのお声をまとめていこうと思っております。それを一応、平成29年度、取り組む予定にしております。

ですので、コーディーネーターは、各中学校区に1人ということには、一応書いておりますけれども、活動範囲として中学校区に1人ということで、単位は、最終的には、第三層、小学校区ごと、そしてその下、第四層、行政区ごとということで、今のところ、1年では済まないと思っておりますけれども、何年かかけて、組織づくりをしていこうかなと思っております。

あと、それにかかる経費のところでございますが、平成29年度、この事業、社会福祉協議会に委託するにあたりまして、社会福祉士をお1人雇用していただくということを条件で、社協に委託いたしまして、お1人雇用していただく予定にしております。この事業の平成29年度予算に挙げさせていただいている事業の内訳としては、その人件費を予算として挙げております。

各地区に対して、例えば、65歳以上の高齢者の方たちが組織づくりをして、地域で活動できる場が、もしあったら、そこに対して、例えば町が補助金等を考えているかということになりますと、まだ具体的にそこまでは検討はしておりませんが、平成29年度以降、一応、地域でサロン等を、今されてらっしゃるところ、これは行政区に限らず、事業所も含めますけれども、そういうところのお集まりの会を、別途開こうと思っておりますが、そういう活動に対する補助金の制度を、平成29年度は、検討していこうと思っておりますので、将来的には、その生活支援体制整備事業、そこがマッチングしていく、させていこうというふうに考えております。以上でございます。

**議　長（白石雄二）**

柴田議員。

**15番（柴田正詔）**

生活支援コーディネーターですね。これ非常に重要な役割になりますが、このコーディネーターの資格要件というのがありますかね。それと、あと1点は、仕様書の関係ですが、これは何かな。答弁書の中に、見立病院。これどこの病院ですかね。

それと、専門家によるチームを作られるわけですけど、これは何チームぐらいになるのかですね。それと後は、確か調べてみますと、2018年までに全国に配置したいという国の考え方がありますよね。これに間に合うのかどうなのか。その点をちょっと聞きたい。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**福祉課長（吉田奈美）**

質問にお答えいたします。まず、見立病院の場所でございますけれども、見立病院は、認知症疾患センターとして機能している病院で、田川市弓削田にございます。そして、認知症初期集中支援チームのチーム数でございますけれども、チーム数は1チームです。ただ、チームの中に、10人以上の専門職を配置していただいておりますので、その事例に合わせて、今回の方は、看護師さんと社会福祉士で行こうとか、医師も出てもらおうとか、そういう人の配置を、見立病院がしていかれます。

2018年度までに、そのチームが稼働できるかっていうことについては、平成29年度本稼働に入る予定で、そのこころのサポート事業っていうふうに、ちょっと答弁書に書かせていただいてたんですが、これが一応デモという形で、平成28年度から見立病院と一緒に、うちの地域包括の職員が、実際に訪問活動して、アセスメントして、支援計画を立ててっていうことを、もう取り組んでおりますので、4月から早速本稼働ができる予定になっております。以上でございます。

**議　長（白石雄二）**

舩津議員。

［　「すみません。答弁漏れが1件。」と発言する者あり。　］

**議　長（白石雄二）**

はい、課長。

**福祉課長（吉田奈美）**

生活支援コーディネーターの資格要件でございますけれども、特に定められておりません。ただ、私ども町としては、社会福祉協議会に委託するにあたって、社会福祉の資格を持ってる方を雇用してくれということで、条件を出しております。以上でございます。

**議　長（白石雄二）**

舩津議員。

**16番（舩津　宰）**

16番、舩津です。この我々がしました質問は、後日、行政報告の中で、特に認知症関係は、非常に書いてあります。ですから、そのときに、しっかりした説明があるんだろうというふうに思っておりますので、それに付随してちょっと違う質問をというか、介護に対しての質問をちょっとさせていただきたいなぁというふうに思います。というのは、介護保険というのが、非常に高い。年々、高齢化が進み、そして、上がっておりますよね。それに対して、元気な高齢者を増やす。そういう取り組みを進めていく必要がやはりあるんじゃないかというふうに思っています。

だから、これと支援と連動しながら、やはりこの辺をやっていかないと、どんどん介護者が増えてくるっていうのがありますよね。ある町では、これをどういうふうにやっていくかということで、結局、この中で出てきています。介護支援とか、いろんな—、それからＮＰＯ、そしてボランティア。で、そういう方たちが、それにプラス民間企業というか、企業関係も取り入れて、そういう仕組みをやっていく。

そして、あるところでは、こういうことをやられているんですね。だいたい 70 歳以上から、上は何歳でもいい。だから、そういう方たちを、月に 1 回なり、2 回なり、呼び出して、その代わり地域、地域である程度やっていかなだろうと。そして、その中で運動したり、出来る運動ですよね、健康運動っていう形のと、それから、ちょっとしたストレッチ。それともう 1 つ、一番大事なのは、今度記憶を、なんていうんですか、いろんなね、そこをやっていく必要があるんだということです。

だから、これから 75 歳以上になったら、免許証の切り替えに行くときに、認知症検査があります。その中では、結局記憶ですよね。台本見せて、それを全部出して、どういうふうなあれだと。それが、結局なければ、今度医者の方に行かせるっていうような形が、今度もうシステムになりましたよね。

だから、そういうことをしていくと、やはり記憶っていうのを覚えさせる。また、昔のことを思い出したりとか、いろんなことをしながらやる。そういうことをされているところがあるみたいだ。それで、この数字の、家に引きこもりの人は、そういうあれに出ておいでよというていった人は、介護 4 ぐらいの人が 3 年後には、要支援 1 ぐらいにまで戻ったと。

それで、要支援の人がもう支援しなくてもいいような、介護から外れるような、やっぱりシステムができたと、そういうこともあるんですよね。だから、そういうことも、うちも水巻町としてもやっていくような必要があるんやないかと。

そこの町では、年間で 1 千 400 万円ぐらいの介護費用が減ったんだと。そしたら、もうまったく違った結果が出てきたというようなこともあります。ですから、そういうことも、私は、水巻町としても、やっていく必要があるんやないかと。さっき言われたように、やはり人がいります、その代わり。次に、我々がしたことの連動ね。この質問もしましたけど、これと連動するんじゃないかというふうに、私は思っておるんですね。その辺、水巻町として、今後、何かこう考える必要があるんやないかと思うんで、ちょっとお伺いしたいと思う。

**議　長（白石雄二）**

はい、吉田課長。

**福祉課長（吉田奈美）**

ご質問にお答えいたします。今、お尋ねの内容としては、具体的に介護予防の取り組みということを、町として、具体的に計画しているかということでお尋ねいただいたのではないかと思うんですが、平成 29 年度からの新規事業の中に、今回の行政報告の中でも詳しく触れる予定は、すみません、ございませんでしたが、地域リハビリテーション支援活動という事業を平成 29 年度から開始いたします。

それは、作業療法士、理学療法士等に委託をいたしまして、地域ごとで介護予防の講座とか、そういう脳トレ、実際のストレッチ、そういうものを専門職から講義形式でやっていただくという取り組みをしていこうと思っております。

ただ、今のところ、具体的にその、どこの地区で、どういう形で、どういう内容でやるっていう、具体的なところまで、まだ話を詰めておりませんけれども、今のところ、出前講座という形で、地域で、こういう事業を始めたので活用してくださいということで、平成29年度始めて行こうかなと思っております。できれば、例えば、町では、ふれあい体操とかもやっておりますので、そういう活動とかともタイアップしながら、専門職の活用をして、なるべくお元気な方を増やし、お元気は、お元気を維持していただくという形でやっていきたいし。

あとさっき、柴田議員からもご質問いただきましたけれども、地区ごとの元気な高齢者を活用するべきじゃないかというご意見もいただきましたので、そういうところとも、必ず繋がってまいると思っておりますので、実際に全部の事業が繋がって稼働していくのは、2年後3年後になろうかと思いますけれども、1つずつをきちんと平成29年度から取り組んでいこうかなと考えております。以上でございます。

**議　長（白石雄二）**

舩津議員。

**16番（舩津　宰）**

ありがとうございます。それと、その中で、こういうことを言われる大学教授の方が、まああまり私は、大学教授の方はあんまりあれじゃないんですけども、大切なのは、高齢者をあるがままに受け止めることと。そして、無理や、無理やり自立させる介護サービスは、それはいけませんよというようなコメントがちょっと入っているんで、その辺も勘案しながら、やっていただきたいなぁというふうに思います。私としては、これで終わります。

**議　長（白石雄二）**

柴田議員。

**15番（柴田正詔）**

次に、地域担当職員制度の関係ですが、この目的というのは、ご承知のとおり、地区と行政のパイプ役ということで、地域密着型の行政を展開しながら、地域の声を町政に反映させるというのが目的でございます。この回答の中にもありますように、芦屋町とまったくまた水巻も同じだと思うんです。職員が非常に若返りしまして、町外の方が非常に増えてきておる。

ですから、町内の地域の実情というのが、どれだけ把握されているのか、非常に疑問だと思います。そういった意味でも、ぜひこれ導入をお願いしたいと思います。この問題は、私どもが平成20年からずっと何回か質問してきています。矢野町政の時代からです。そのたびに、検討します。検討します。何も検討していない。

だから、ほら具体的に、試験的に行政区2～3区で実施していただければ、非常にありがたい

と思います。これは、制度が整い次第と回答ありますが、いつまで経ってもこれは整いません。積極的にこれは打ち出していただきたいというふうに考えております。
　あとは、これは、回答の中に、各種補助金を可能な限り統合し、ということで回答がありますが、これは具体的にはどういうことですかね。それをちょっとお尋ねします。

**議　長（白石雄二）**
　はい、課長。

**地域・こども課長（山田美穂）**
　柴田議員の再質問にお答えいたします。芦屋町の状況をご報告させていただいているところでございますが、その中で、やはり職員の負荷がかかるというところが少しデメリットというところで、挙がっているところでございます。
　今、水巻町の内部的にも、1つの課だけでは、なかなか完結できない事業などが増えてきている状況でございますので、各課で連携をすることはもちろん、横断的な体制づくりが必要になってくるというふうに考えておりますので、この問題につきましては、原課の地域・こども課だけで進めることはできないというふうに、今のところ思っておりますので、職員配置や体制、時期も含めて、横断的に庁舎内で検討する、調整をする時間をいただきたいというふうに考えているところでございます。
　それと2点目の、補助金のところでございます。これは、平成28年6月議会でも、補助金の一本化というところのご質問が出ていたところでございます。今、各自治会に対して、いろいろな課から事業ごとに補助金を支出している、交付しているというところでございますので、これを一本化した形で、地域がより柔軟に活用しやすい方向に持っていけるように、今、関係課と調整を進めているところでございますので、こちらにつきましても、少しお時間をいただきたいというふうに思っております。以上です。

**議　長（白石雄二）**
　柴田議員。

**15番（柴田正詔）**
　ここにも書いてありますように、自治会の加入率ですね、非常に低下しているということですが、私ども、先進地視察に行ったところで、どこの自治体もそういうふうな傾向にあります。そこで、それぞれ自治体で努力されている。例えば、転入者向けに区への加入促進パンフレットの作製ですね、そういったものをしておる。それと住民課の窓口で、区加入申し込み連絡表による加入促進ですね、奨励と地道な活動ですけどやっていると、そういったこともありますので、これ要望で、今後、窓口でそういった取り組みをぜひやっていただきたいなというふうに考えております。
　それと町長、これ、私言いましたように、平成20年からの課題なんですね。これをやらないと、私はどうも、今後この行政にかけられてきたいろんな課題、そういったものがなかなか難

しくなってくるんじゃないかというふうに考えていますが、行政区 2～3 区ぐらいを試験的にやるような考え方ないですか。

**議　長（白石雄二）**
町長。

**町　長（美浦喜明）**
柴田議員の言われることはよく分かるんですけど、今、職員に新たな負荷を加えるということは、なかなか厳しい状況にあります。行革によって、職員もめいっぱい張り付けておりますし、今、足りないところは臨時職員でやっておりますが、その中で、この地域の担当職員をするということは、校区ごとに、今、教育委員会が、地域と学校と教育委員会と行政も出てくれというような考えを持っております。そういう中から、そういうところから、私としては、職員を出していきたいと。

いきなりこの地域担当職員制度という、芦屋町はやっておりますが、水巻町も 31 区、例えば、猪熊のように、1 千何百世帯、二のようにですね。それからもう 1 つは、100 戸以下の区もあります。いろんな区が 31 区ありますが、そういう中で、やはり校区ごととか、そういう流れからやっていくべきじゃないかなと思っております。議員の言われることも当然、よく理解できますので、そういうところも検討いたしまして、最終的には、政策会議等も諮って、やるとなれば、そこら辺までやっていきたいなと思っております。以上です。

**議　長（白石雄二）**
よございますか。暫時、休憩いたします。

午前 10 時 37 分 休憩
午前 10 時 49 分 再開

**議　長（白石雄二）**
再開いたします。2 番、公明党。久保田議員。

**6 番（久保田賢治）**
6 番、久保田です。公明党を代表しまして、一般質問をさせていただきます。

1．税金や使用料などの納付について。

町が行なっているさまざまな公共サービスは、まちづくり、快適なくらし、安心・安全なくらし、社会保障、公共事業、教育など幅広い範囲にわたっています。

公共サービスは、町民のみなさんが納めていただいている町税や各種保険料などが財源となっています。町税、住宅使用料、町営駐車場使用料、保育料などを滞納することは、サービスの低下を招くばかりか、納期限内に納付している多くの町民の皆さんとの公平性が保てないことになります。こうした事態を回避するために、いろいろな対策を講じて税金などの収納率ア

ップに向けて取り組まれていると思います。
そこでお尋ねします。
(1) ここ数年の納付率は、どうなっていますか。
(2) 税金などを滞納した人に対する取り組みは、どうしていますか。
(3) コンビニエンスストアで納付できる税金などの対象を、拡充するお考えはありますか。
(4) 利便性向上のために、新しいサービスとして「クレジットカード」や「モバイルレジ」納付を導入してはどうですか。

2．学校・家庭・地域における防災教育・訓練の一層の推進について。

今年も3．11東日本大震災の日がやってきました。平成28年は隣県の熊本で震度7の地震があり、阪神・淡路大震災を含め、甚大な犠牲の上に多くの教訓が残されております。中でも防災・減災のための訓練・教育は、火事や交通事故等を含めた様々な危機に直面した時の為にも必要であります。また町民を巻き込んでの防災訓練は、地域の絆を深め、街作りや町おこしの一助になることも期待できます。そこで本町の現状と今後の取り組みについて質問いたします。
(1) 児童・生徒への防災教育・訓練はどのような事がなされていますか。カリキュラム的なものはありますか。ＡＥＤの使い方の訓練は、子どもが小中学校に在学する間に何回受け、かつ使用できるようになっていますか。
(2) 町民への防災教育・訓練は、東日本大震災後6年が経過しましたが、どのように変化されましたか。
(3) 今後、学校・家庭・地域が一体となって防災・減災に取り組み成果を上げていく為には、「町民のための防災行動計画」の策定が必要と思われますが、いかがでしょうか。

3．水巻町の「児童クラブ」の取り組みについて。

児童クラブは、正式には、「放課後児童健全育成事業」と言い、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業終了後に児童クラブ等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することで、子どもたちの健全な育成を図るものです。
そこでお尋ねします。
(1) 平成27年9月定例会で、我が党が一般質問しました「頃末児童クラブ」建て替え等について、中期財政計画等への計上及び設計、施工等の実施年度は、どのように予定されていますか。
(2) 水巻町として児童クラブにおける子どもたちの育成支援の基本は、どのように考えられていますか。
(3) 水巻町の小学校5校各校の児童クラブの定員数及び平成29年度の児童クラブ利用予定者数が判れば教えてください。
(4) 少子高齢化が進み、全体的に児童数が減少していますが、共働き世帯の増加により、児童クラブの利用者数の増加傾向が見られますが、その対応策を検討されていましたら教えてください。

以上です。

**議　長（白石雄二）**

町長。

**町　長（美浦喜明）**

はじめに、税金や使用料などの納付について、のご質問にお答えします。

お答えするにあたりまして、ご質問にあります町税、住宅使用料、町営駐車場使用料、保育料を中心にご説明させていただきますが、それぞれ根拠法令が違いますので、取り組み状況も違っていることをご理解いただきたいと思います。

まず1点目の、ここ数年の納付率について、のお尋ねですが、まず、町税につきまして、平成25年度は、町税98.34パーセント、国民健康保険税93.43パーセント、平成26年度は、町税98.51パーセント、国民健康保険税94.07パーセント、平成27年度は、町税98.81パーセント、国民健康保険税94.83パーセントとなっており、少しずつではありますが、右肩上がりで伸びており、平成27年度は、滞納繰越も合わせた徴収率では、町税及び国民健康保険税ともに、中間市及び郡内4町の中で最高の数値を記録しています。

次に、町営住宅及び駐車場使用料ですが、平成25年度の町営住宅使用料97.40パーセント、町営住宅駐車場使用料96.39パーセント、町営駐車場使用料99.13パーセント、平成26年度は、町営住宅使用料97.53パーセント、町営住宅駐車場使用料96.28パーセント、町営駐車場使用料98.82パーセント、平成27年度は、町営住宅使用料97.52パーセント、町営住宅駐車場使用料95.80パーセント、町営駐車場使用料98.84パーセントとなっており、住宅使用料は97パーセント台を維持しており、町営住宅駐車場使用料は、95パーセントから96パーセント台、町営駐車場使用料は98パーセントから99パーセント台を推移しています。

次に、保育料につきましては、平成24年度は、96.34パーセント、平成25年度は、98.06パーセント、平成26年度は、98.42パーセント、平成27年度は、98.19パーセントとなっており、平成24年度から平成25年度にかけて約2パーセント上昇し、以後は98パーセント台を維持しております。

次に2点目の、滞納した人に対する取り組みはどうしていますか、とのお尋ねですが、まず、税においては、地方税法の規定により納期限から20日以内に督促状を発するものとされていますので、法定納期限を経過して20日以内に督促状を送付しています。

また、同法には、督促状の発送の日から起算して、10日を経過した日までに完納しない場合は差押をしなければならない、と規定されており、督促状の発送は、差押等滞納処分の前提要件となっていますので、法に基づいて適切に対応しているところです。

さらに、催告書につきましては、6月、12月、3月の年3回送付しています。その間に財産調査等を実施し、処分可能な財産が発見された場合でも、原則、いきなり差押を執行するのではなく、最終滞納処分予告等の文書を送付し、可能な限り滞納されている方と接触し、自主的な納付に繋がるように配慮しています。

また、催告書発送時期に合わせ、7月、12月、3月の年3回、土曜日と日曜日に休日納税相談を実施しています。

この取り組みにより、平日に納税相談に来庁できない方々に対し、納税相談及び納付の機会

を設けています。
これらの取り組みの中で、出来るだけ滞納されている方と協議する時間を設け、分割納付などの相談にも応じながら、徴収の努力をしておりますが、それらに応じない方については滞納処分に移ることになります。
滞納処分については、平成27年度は、203件の差押を実施しました。内訳としては、不動産9件、預貯金123件、自動車1件、給与7件、その他63件となっています。
また、悪質な滞納があった場合は、捜索を実施し、差押えた財産の公売も行なっています。平成27年度は2件の捜索を実施し、2件の不動産公売を実施しています。特にうち1件は、海外に居住する外国籍の相続者に対し、外務省、裁判所、法務局と協議しつつ相続をさせた上で公売を実施しており、全国的にも例のないような取り組みを行ない、長年の滞納を解消しています。
さらに、平成28年度はゴルフクラブ会員権を差押の上、公売を実施し、完納に導いています。これも県内で数件しか例のない先進的な取り組みだったようです。
この他、少額の滞納についても大きな額にならないために早期の対応を心がけ、差押だけでなく執行停止などの法に基づいた対応を積極的に進めるなど、税務課職員の日頃の細かな対応が、昨年の高い徴収率に結びついたと考えております。
次に、町営住宅関連ですが、まず、条例に基づき納期限を経過して20日以内に督促状を送付しています。
さらに2か月以上滞納した時点で、催告書を送付し、3か月以上滞納した時点で、警告書を送付しています。
警告書により、支払いに応じていただけない場合は、電話や訪問により、支払いについて分納等の約束を行ない、お支払いをしていただいております。
約束どおりの支払いを怠り、引き続き滞納を繰り返すなど信頼関係を保つことのできない方は、強制的な措置を講じております。
町営住宅使用料に関しましては、住宅の明け渡しの訴訟を提起し、裁判により支払いの約束をする和解を行ないます。和解後に引き続き支払いを怠る場合は、住宅の明け渡しの強制執行を行ない、さらなる支払いの請求を行ないます。
駐車場使用料に関しましては、契約解除通知を送付し、それでも支払いに応じない方は、駐車場の閉鎖を行なうことにより支払いを促しております。
次に、保育料を滞納した方に対する取り込みにつきましては、住宅使用料等と同様に、条例に基づき納期限を経過して20日以内に督促状を送付しています。
また、納付しない方には、児童手当の支払い月の前月である1月、5月、9月に催告書などの通知を行なっています。催告書や電話による催告をしても支払いに応じていただけない場合は、児童手当の支払いを窓口払いにし、支払日に納付相談を行ない、児童手当から一部納付や分納等の誓約書を交わし、完納へ導くよう努力しています。なお、転出者については、本町からの児童手当の支給がないため、訪問徴収なども行なっております。
さらに、平成24年4月に施行された児童手当法の改正により、児童手当受給者の同意書による児童手当からの保育料の徴収や児童手当からの保育料の特別徴収ができるようになりました。

これにより、本町では、平成25年2月支給分の児童手当から受給者の同意書による児童手当からの保育料の徴収や特別徴収を開始いたしました。

そのため、平成25年度の保育料の納付率は、前年度と比較して約2パーセント上がっております。

児童手当からの保育料の特別徴収ができない方に対しては、納税係に徴収引継を行ない、滞納処分を実施し、完納に導くように努力しています。

次に3点目の、コンビニ収納の対象の拡充について、のお尋ねですが、コンビニ収納は、税や使用料などの納付にご協力いただいている皆さまの利便性を高めるために、平成25年度から導入いたしました。これにより、仕事の都合などにより平日の昼間に役場や銀行に行けない方が、24時間、全国どのコンビニエンスストアでも、町税や使用料などを納めることができるようになりました。

現在のコンビニ収納の取扱い科目は、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の町税が4科目。保育料、児童クラブ保育料、町営住宅使用料、町営駐車場使用料の使用料などが4科目で、合計8科目が対象となっております。

平成27年度決算の実績では、コンビニ収納での納付件数は2万9千766件、金額にして3億8千8万円で、コンビニ収納対象科目全体の収入額の約9.9パーセントを占めています。特にコンビニ収納での納付率が高いのは軽自動車税45.3パーセント、次いで児童クラブ保育料44.9パーセントとなっております。

この対象範囲の拡充につきましては、現在の取扱い科目のほかに、コンビニ収納の対象として考えられるものとしては、道路・河川占用料、墓地使用料、屋外広告許可手数料、後期高齢者医療保険料などがあげられます。

このうち、道路・河川占用料、墓地使用料、屋外広告許可手数料については、取扱件数が少なく、納付者からの要望も高いとは言えず、初期投資費用やランニングコストなどを考えた場合、費用対効果が低いと判断し、対象から除外させていただいております。

また、後期高齢者医療保険料については、すでに年金から天引きされている方や口座振替を利用されている方が9割近くを占めており、もともとコンビニ収納に対するニーズは低く、コンビニ収納への新規参入に注力するよりも、更に口座振替を推進していくことが、納付者の負担軽減と確実な収納に繋がっていくものと考えております。

以上のように、コンビニ収納の対象範囲は、現在の設定範囲が適当と考えますが、今後、他の科目で住民要望が高まれば、対応してまいりたいと考えております。

ただし、新たにコンビニ収納の対象を追加するためには、コンビニ対応納付書の設計、電算システム開発を伴う初期投資費用のほか、さらに収納代行業者に対する手数料などのランニングコストが発生いたしますので、費用対効果と住民利便性との兼ね合いを十分計りながら検討してまいりたいと考えています。

次に4点目の、利便性向上のために、新しいサービスとして「クレジットカード」や「モバイルレジ」納付を導入してはどうですか、とのお尋ねですが、クレジットカード納付を平成27年度に導入できないか調査をしたところ、九州管内で導入している自治体は5団体ありました。しかし、徴収率は導入年度に微増するものの、その後は従前とあまり変わらないような状況で

ございました。クレジット納付に必要な手数料の負担も徴収率の向上に結び付かない要因と考えられます。コスト的にもシステム改修、納付書の変更、ランニングコストを考えた場合、利便性の向上はあるのでしょうが、費用対効果に見合うものではなく、現段階で導入には踏み切れないと判断しております。

今後、時代のニーズなどを考慮しながら、徴収率向上の検討を続けていくとともに、9割以上の納期内納付者に対する公平性を維持するため、徴収率の向上に向けて様々な努力をしていきたいと考えております。

次に、「学校・家庭・地域における防災教育・訓練の一層の推進」について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、児童・生徒への防災教育・訓練はどのようなことがなされていますか、とのお尋ねですが、現在の防災教育の取り組み内容につきましては、各学校で毎年作成しております教育指導計画書において、防災教育に関する目標設定を行ない、計画的に教職員に対する研修会や児童・生徒に対する指導を行なっています。

具体的には、小学校におきまして、土曜日授業を活用し、水害を想定した避難訓練や保護者への「緊急時児童引き取り訓練」等を実施しております。

また、ほとんどの学校がこの避難訓練にあわせて、避難訓練の前日や当日に、災害に対する心構えや避難経路の確認など、災害時に取るべき対応についての指導を行なっています。

さらに、梅雨時期や台風時期には、集団下校を実施し、危険箇所を児童に認識させる等の取組みを行なっています。

次に、カリキュラムといたしましては、各学年の教科における指導内容に応じて防災に関する学習を行なっており、例えば、小学校3年生、4年生には社会科の授業で町内の公共施設や遠賀郡消防本部への訪問、福岡市防災センターでの学習、ハザードマップを利用した校区探検など、防災に関する教育を行なっており、中学校2年生には保健体育の授業において、緊急時の応急手当や救急救命等の授業を行なっています。

さらに、平成28年度は、福岡管区気象台の職員が講師となり、伊左座小学校の5、6年生を対象に、地震・津波発生時についてのワークショップ形式の出前授業のほか、防災教育合同研修会も開催していただき、この研修会では、地震・津波が起こった場合にどのように行動すればよいか、高齢者に出会ったらどうするのか、どの方向に逃げるのかなど、具体的な場面で時間の経過を追いながら、グループ毎に意見交流を行なっています。

この他、町では、毎年、備蓄しているアルファ米や缶詰などで、賞味期限が近づいたものについては、家庭内備蓄の推奨をお願いするチラシとともに児童・生徒に配付し、防災に対する啓発を行なっています。

最後に、ＡＥＤの使い方の訓練についてですが、防災教育を充実させるためには、校長以下教職員全員が共通認識をもって取り組むことが不可欠でありますので、学校において教職員を対象とした遠賀郡消防本部等による心肺蘇生講習が実施されております。

また、中学校2年生には、体育科の教諭がＡＥＤの使用方法についての授業を行なっておりますが、実際に生徒がＡＥＤを使用する実習までは、取り組むことができていないのが現状です。今後は、遠賀郡消防本部等の関係機関と連携を図り、小中学校において、ＡＥＤの実習が

導入できないか協議を行なってまいりたいと考えております。
次に２点目の、町民への防災教育・訓練は、震災後６年が経過しましたが、どのように変化されましたか、とのお尋ねですが、東日本大震災が発生した平成 23 年３月以降、防災や減災に対する関心が高まっており、毎年、自治会で行なわれる防災出前講座や防災訓練に参加、協力をしております。
東日本大震災をきっかけに、「防災出前講座や防災訓練」の内容は、町や消防署、折尾警察署などの公的機関が主導するものから、自治会等を中心とした住民の皆さまが自ら企画し、これらの公的機関と連携をしながら主体的に実施するものに変化しております。
町が実施する防災出前講座の内容についても、従来までの、食糧や水の備蓄や避難所の場所の確認等を呼びかけるだけではなく、阪神淡路大震災の事例で取り上げられている自助、共助、公助のうち、自治会などの地域のつながりである共助の重要性に重点を置き、その一役を担う自主防災組織の設立を呼びかけるようにしております。
また、町や自治会が実施する防災訓練の内容についても、従来は、建物の中から屋外へと参加者全員で避難するなどの基本的な訓練が行なわれておりましたが、実際に車いすを用いて、お年寄りや障がいをお持ちの方と一緒に、避難所まで避難をする訓練や、避難訓練を実施したあとに、消防署の指導を受けながら、ＡＥＤを用いた心肺蘇生法の訓練を行なうなど、実際の災害時の状況を想定した、より実践的な訓練を行なうようになってきております。
平成 28 年度の防災出前講座や防災訓練の実施状況については、平成 28 年５月に水巻町老人クラブ連合会女性部総会で防災出前講座を実施し、平成 28 年４月に発生した熊本地震を踏まえた地震対策について講演を行ないました。
また、平成 28 年５月には猪熊区自治会、10 月には猪熊小学校区の校区ゾーン事業として、防災体験学習プログラム「カエルキャラバン」が実施され、地域の方々も多数参加されました。
また、11 月には、町内のデイサービス施設において、防災出前講座を実施し、本町の防災体制や避難所、災害時に役に立つ情報の収集方法等の説明を行ないました。
さらに、平成 29 年２月には、自主防災組織が設立された鯉口分譲区において、防災出前講座を実施し、遠賀郡消防本部と共同で、地震のときの火災予防や対策についての防災出前講座を実施しました。町の自主防災組織の設立については、防災出前講座や防災訓練を行なっている自治会に対し、順次、自主防災組織の設立をお願いしており、平成 28 年度も新たに２つの自治会に設立されました。
さらに、自主防災組織の１つである、女性防火・防災クラブについては、平成 23 年の設立以降、毎年、防災に関する視察体験研修や防災訓練を実施しております。
平成 27 年度は、日本赤十字社福岡県支部から寄贈を受けた大釜を用いて、実際の災害時を想定した炊出し訓練を実施し、平成 28 年度は、町で備蓄しているアルファ米や缶詰を利用した災害食レシピの研究を行ない、試食会を実施いたしました。
その他、住民への防災教育に関する取り組みとしては、平成 26 年度には、本町の土砂災害警戒区域や土砂災害に対する備えなどを掲載した「水巻町土砂災害ハザードマップ」を発行しております。
その翌年度の平成 27 年度には、町内全戸に配布した「水巻町暮らしの便利帳」の中で、火災

や救急時の対応、災害情報の収集方法や自らの安否情報の発信方法等の災害への備えとして重要な事項を掲載いたしました。

また、町内の幼稚園や保育園には、園の備品として園児全員分の防災頭巾を配付し、災害への備えと防災への啓発を行なっております。

今後も、防災出前講座や関係機関が実施する事業を活用し、自治会をはじめとした住民の皆さまへの防災教育、防災訓練を実施、または支援してまいりたいと考えております。

最後に3点目の、「町民のための防災行動計画」の策定が必要と思われますがいかがでしょうか、とのお尋ねですが、先ほども、申し上げましたが、現在、自治会を中心とした自主防災組織の設立を推進しております。

今後、その中の活動の一環として、地域の災害時要配慮者への日頃からの声掛けや非常時での行動計画を策定していただきたいと考えておりますので、町としましては、その計画策定の支援をしてまいります。

また、平成29年度予算には、遠賀川の新しい浸水想定区域図を反映したハザードマップの更新の経費を計上させていただいておりますが、住民の皆さまへの災害時の行動や減災への心構えなどを掲載してまいりたいと考えています。

併せて、同じく平成29年度予算に計上させていただいている「まるごとまちごとハザードマップ」事業では、町内の電信柱や避難所等に海抜表示看板を設置いたしますので、避難行動の一助になればと考えております。

今後も、自助、共助の観点から、自治会を中心に、その地域性に応じたきめ細やかな行動計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、水巻町の「児童クラブ」の取り組みについて、のご質問にお答えします。

まず1点目の、「頃末児童クラブ」の建て替え等について、どのように予定されていますか、とのお尋ねですが、頃末児童クラブの建て替えについては、平成28年12月議会で行政報告させていただきました、平成29年度から平成31年度までの中期財政計画書に計上しており、平成29年度当初予算で頃末児童クラブ増築等基本計画を策定し、その後、実施設計書を作成し、平成30年度に頃末児童クラブ改修工事を行なう予定にしております。

次に2点目の、児童クラブにおける子どもたちの育成支援の基本は、どのように考えられていますか、とのお尋ねですが、子どもの最善の利益の実現のため、保護者が子育てについての第一義的責任を持つという基本的な認識の下に、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深めるため、平成27年3月に「水巻町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画の基本理念である、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現のために、放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危機を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることが必要であると考えております。

次に3点目の、児童クラブの定員数及び平成29年度利用予定者数が判れば教えて下さい、と

のお尋ねですが、まず、各児童クラブの定員ですが、伊左座、猪熊、えぶり、吉田の各児童クラブについては、定員50名、頃末児童クラブについては、40名としております。

さらに、平成29年2月末現在の平成29年度利用予定者数についてですが、伊左座児童クラブ96名、猪熊児童クラブ73名、えぶり児童クラブ25名、吉田児童クラブ46名、頃末児童クラブ59名となっております。

最後に4点目の、児童クラブの利用者数の増加傾向が見られますが、その対応策を検討されていますか、とのお尋ねですが、定員を大きく超える伊左座児童クラブについては、増築の工事を予定しており、工事完了後は、利用者超過の状態は、概ね解消できるものと考えております。

また、猪熊児童クラブにおいては、現在、小学校の空き教室を利用することや放課後児童支援員の確保策を検討しており、校舎内に2か所目を開設する方向で学校と協議を進めていきたいと考えております。

さらに、頃末児童クラブにおいては、北棟の空き教室を利用することで学校と協議が整っておりますので、建て替えが完了するまでは、学校の空き教室との2か所体制で実施していく予定にしております。

最後に、今後の課題ですが、児童クラブの利用者数は、対象学年を6年生までに拡大したことから、年々増加傾向にあり、定員の見直しを順次図っていくことは当然ですが、放課後児童支援員の確保が大きな問題となっておりますので、今後、広く人材確保に努めていく必要があると考えております。以上です。

**議　長（白石雄二）**

これより再質問をお受けいたします。水ノ江議員。

**4番（水ノ江晴敏）**

私は、4番、水ノ江です。私は、税金や使用料などの納付についての再質問をさせていただきます。答弁書の中で、平成27年度、町税98.81パーセント、国民健康保険税94.83パーセント。平成26年度、平成25年度を比較すれば、町税にしたら、0.3パーセント増えているということと同時に、国民健康保険税でも0.8パーセント増加ということで、年々増加傾向にあるということで、非常に収納率が高まっているということで、非常にいいことではないかなぁということで思っております。

答弁書の中にもありますけど、中間市、遠賀4町の中でも、最高の数値を平成27年度は、記録したということでありますので、評価できるんではないかなということと同時に、答弁書の中でも書いておりますけれども、少額の滞納についても、大きな額にならないために、早期の対応を心掛けているということと同時に、税務課の職員の方が、日頃、細かな対応でということで答弁されていますけども、これ以外に、要因として考えられるものがあれば、教えていただきたいと思います。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**税務課長（堺　正一）**

水ノ江議員のご質問にお答えします。まず、滞納処分としての差し押さえにつきまして、5年ほど前から積極的に行なうようにしておりまして、これが定着してきまして、納税意識が少しずつ高まってきているということがまず1点。

それから、高額滞納者に対する積極的な取り組みをここ数年、ちょっと強化しておりまして、実際に結果が出ているというところが2点目。それと今おっしゃいましたけど、少額の滞納を大きくしない取り組みということで、少額なものについても、差し押さえをするというような取り組みをしていることです。それが3点目。

あと、執行停止という取り組みで、あまりちょっと税務課としてはしたくないところでもあるんですけども、法律に則って、適正にやろうということで、ここのところちょっと力を入れておりまして、その4点がこういった結果に結びついたというふうに理解しております。以上です。

**議　長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4番（水ノ江晴敏）**

最終処分の予告等の文書を送るということでの、催告書ですね、この辺で最終処分の文書等を送ってということで、実質的な納付に繋がるように配慮しているということであります。その中で、その催告書の、7月、12月、3月の3回にわたって、土日休日を含めて、納税相談をということで実施しており、やっているということでありますけども、これも、実際にこの収納に対する解決に結びついているのかどうかということと同時に、その他の対策というものがありましたら、お願いいたします。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**税務課長（堺　正一）**

休日納税相談のことをお尋ねだと思いますけども、ずっと続けてやっておりますけど、最近、ちょっと来庁者と言いますか、相談に見える方が減ってきております。だいたい1回の開催で、5名から10名ぐらいの方々がいらっしゃって、ちょっとその回にもよりますけど、多いときで20万円から30万円の入金があったり、無いときは、無い日、これ2日間開催しますので、1日に1銭も入らないという日もございます。

全体の流れとしては、だいぶこの相談事というのは、ちょっと下降傾向にある。その辺が例えばコンビニ収納などの24時間収納できるような状況になってきておりますので、土日でない

と来れないとか、払えないとかっていう方とかが減ってきてるというところも1つの要因ではないかと思います。以上でございます。

**議　長（白石雄二）**
　水ノ江議員。

**4番（水ノ江晴敏）**
　答弁書の中にもありますけども、今年度は、特殊で海外に居住する方の相談者に対してということで、1件不動産公売という形で挙げられておりますし、ゴルフクラブ会員権を差し押さえたということで、これも答弁書にありますとおり、特殊っていうか、例がないということで、やられているっていうことでありますけれども、この特に高額な案件でとか、困難な場合の取り組みについて、どういう取り組みでされているのかということをお聞きしたいと思いますけど。

**議　長（白石雄二）**
　堺課長。

**税務課長（堺　正一）**
　今、答弁書の中にありました、海外の案件につきましては、もう納税者の方、お亡くなりになって5年ほどたった案件で、そのご家族がどこにお住まいかというところが、特定できない状況がありました。で、早くに渡航されておりまして、アメリカにお住まいだったんですけど。
　そういった関係で、外務省とかとやり取りする中で、やはり個人情報の問題であったり、それからアメリカの戸籍という制度が、日本ほどしっかりしていない状況があるようでして、それが、ちょっと確認が取れないというところで、何度もメールであったり、郵便であったり、それから外務省経由であったりとか、そういったことでの手続きがかなり煩雑だった状況はあります。
　それと、ゴルフの会員権などは、その存在がどこでその情報を得るかというところが、非常に難しいところで、国税とか、県とか、それぞれ扱っている税目ごとに情報を取るところはあるわけなんですけども、それが私どもまでちょっと伝わってこない状況がありまして、その辺を調査したり、それから国に行ったり、県に行ったりで、顔合わせをしながら、その中で引きだしてくるというところが、ちょっと手間がかかったところではないかと思います。以上です。

**議　長（白石雄二）**
　水ノ江議員。

**4番（水ノ江晴敏）**
　町税として、使用料ですね。町営住宅の使用料に関して、毎年明け渡しの訴訟等が起こっております。毎年同じような形であってるかと思いますけれども、平成28年度どれくらいの件数

であったのかということをちょっと教えてください。

**議　長（白石雄二）**
　原田課長。

**管財課長（原田和明）**
　お答えします。今、厳密に正確な数字は、私、持ち合わせてはおりませんが、その都度、議会で一番始めに報告させていただいております。ここ1年でおそらく10件ぐらいじゃないかなと思います。厳格な数字は、また後ほどお答えさせていただきます。以上でございます。

**議　長（白石雄二）**
　水ノ江議員。

**4番（水ノ江晴敏）**
　同じく保育料に関しての分で、これも平成25年から2パーセント、徴収率が上がっていることで、結果的に、児童手当から保育料の徴収ができるというふうになっていると思いますけど、この保育料が納められなくて、退園までに至ったケースがあるのかどうか、お願いします。

**議　長（白石雄二）**
　山田課長。

**地域・子ども課長（山田美穂）**
　水ノ江議員のご質問にお答えいたします。制度上、保育料を納められていないという理由で、保育所を退所させるということはできませんので、それが理由で退所したお子さんはいらっしゃいません。以上です。

**議　長（白石雄二）**
　水ノ江議員。

**4番（水ノ江晴敏）**
　平成27年度の決算で、コンビニ収納の報告の回答が出ておりますけれども、金額的に3億8千8万円ということで、現収納率が約9.9パーセントということで占められているということでありますけれども、平成25年からスタートしておりますけれども、それよりも推移のパーセントが、平成27年度は、9.9パーセントということでなっておりますけれども、どういう推移で移っているのかということをお聞きしたいと思いますけど。

**議　長（白石雄二）**
　山田課長。

会計管理者（山田浩幸）

水ノ江議員のご質問にお答えいたします。コンビニ収納の全体的な収納の利用率の割合の推移ですけれども、平成25年度が全体で7.7パーセント、それから平成26年度決算で8.9パーセント、これが平成27年度になりますと9.9パーセントということで、だんだん利用率が増えているということになってございます。以上です。

議　長（白石雄二）

水ノ江議員。

4番（水ノ江晴敏）

利用率が年々上がっているということで、1パーセントずつぐらいの上昇率でありますけれど、答弁でも書かれておりますけれど、利便性向上のための拡充をということで質問いたしましたけれども、結果的にいろいろなシステムの費用がかかるということで、なかなか難しいという答弁でありましたけれども、町民の皆さまがどういう形にしろ、やっぱり納税しやすい形のものを、特に進めていっていただきたいなあというふうに思っております。

4点目にありました、クレジットカード、モバイルレジという、これも当然、今のコンビニ収納と同時に、同じ電算システムの開発とか、そういうものに関わってきますけれども、他の自治体でも、やっているところはあるというところであります。クレジットカード、モバイルレジ、徐々にというか、少しずつでありますけれども、増えている状況にはあると思います。

クレジットカードを使うにしても、メリット、デメリットありますけれども、メリットも考えていただければ、のちのちに、この導入ということも、考えていただければなというふうに思っております。

モバイルレジに関しても、今、携帯が十分普及しております。これに対応できるような携帯も、機種も結構ある、販売されているような形になっておりますので、出来ましたら、早い時期にいろいろ検討していただいて、導入をお願いしたいなというふうに思っております。以上でございます。

議　長（白石雄二）

松野議員。

5番（松野俊子）

5番、松野です。私からは、学校・家庭・地域における防災教育・訓練の一層の推進について、再質問させていただきます。まず始めに、町内に設置してあるＡＥＤについてですが、このＡＥＤのバッテリーの消耗とか、くっつけるパッドの入れ替えなど、定期的なメンテナンスについては、どのように管理されているか、お尋ねいたします。

**議　長（白石雄二）**

蔵元課長。

**総務課長（蔵元竜治）**

松野議員の再質問にお答えいたします。町の設置しておりますＡＥＤにつきましては、役場はもちろん、各公共施設、学校、約20台設置いたしております。現在。これまで、町が購入したり、いただいたものを設置しておりましたが、平成28年度にもうその分が古くなりましたので、すべて施設ごとにリース契約を結んで、リースといたしております。

そのリースにした理由でございますが、これまで町の所有ということで、近くにいる職員だとか、施設の職員が管理しておりました。やはりＡＥＤ、いざというときに、使えないと何もなりませんので、しっかりしたメンテナンスをしたいところですけども、やはり職員も専門ではございませんので、このリースを機にリース会社から毎月1回定期点検に来ていただいて、故障がないかとか、消耗品は充足しているかとか、そういったことをやっていただいてます。

そういったことで、あと職員の人事異動とか、当然先生たちも変わったりいたしますが、そのときには、リース会社が取り扱いの説明を、そのときにしていただいたりとかいうようなメリットもございましたので、リースで、今行なっております。

平成28年の冬なんですけど、寒波が来たときなんですけど、町の総合運動公園のテニスコートで、町外の方でしたが、1人倒れられてですね、このテニスコートのＡＥＤを使って、一命を取り留めたという事例もございますので、やはりしっかりとしたメンテナンスが必要であると考えております。以上です。

**議　長（白石雄二）**

松野議員。

**5番（松野俊子）**

次に、自主防災組織について、お尋ねいたします。まず、我が町の自主防災組織の現状は、いくつ設立されて、現状は、どんなふうになっているのか、お尋ねいたします。

**議　長（白石雄二）**

蔵元課長。

**総務課長（蔵元竜治）**

お答えいたします。先ほど、町長が答弁いたしておりますが、現在、9地区、9自治会に設置されております。今、現在ございますのが、地区で言いますと、高松、梅ノ木団地東、中央、頃末南、美吉野、立屋敷、吉田三の7区に、平成28年度に2か所、新たに吉田一と鯉口分譲が加わりまして、9地区でございます。

なお、まだ本町に設立届を出していただいて、自主防災組織として、町に登録してですね、登録時には補助金を、自主防災組織で使っていただく備品等を購入するための設立のための補

助金を 10 万円ですけど、そのときにお出ししているわけですけれども。

あと猪熊地区は、非常に防災訓練等、例年やっておりまして、確か来週の 3 月 22 日にも、防災訓練をやるということで、町が保管して管理しております、貸し出し用の水消火器とか、それに当てる的とか、そういったものの借用願が出ておりましたので、猪熊地区については、まだ届け出が出てないだけで、実際は、そのような活動が非常に盛んであるということで、今、区長にも設立届を出していただくように、お願いしておるところでございます。以上です。

**議　長（白石雄二）**

松野議員。

**5 番（松野俊子）**

この自主防災組織が、現在、9～10 地区ということで、どうしてもその空白区と言いますか、こういう自治会だとか、こういう自主防災組織が出来ているところと、やっぱり出来ていないところと、どうしてもその差が出来てくると思いますので、またその災害時の要配慮者、要支援者に対する、その行動計画の策定とかいうことも考えておられるようなので、なかなか一番、自治会の協力というのは、難しい部分であると思うんですけども、ぜひ総務課でバックアップしながら、自主防災組織の設立に向けて、頑張っていただきたいと思います。

次に、学校関係の防災教育ということにもなるんですが、基本的に子どものころからの防災教育ということで、何が必要だっていうふうに、総務課なり、学校関係のかたで思ってらっしゃるのかなっていう、そういったところの基本的な子どものころからの防災教育で、何が必要だってお考えでやってらっしゃるのかっていう質問と、あと学校で様々な機会を通して、防災教育を実施していただいておるなという感じはするんですけども、やっぱり一番気になるのが、その子どもたちがどれくらい自分の身は自分で守るという、そういった意識が身に着けているのかなという、なかなか目標数値とか設定していても、それをこう検証するというのは、こういったことは難しいんじゃないかなとは思うんですが、そういった子どもたちが身に着けているんじゃないかと思われるような事例が、例えば学校現場からそういうふうなことがあったとか、そういうお話があったら、そういった事例もお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**学校教育課長（中西豊和）**

松野議員の質問にお答えいたします。まず、最初、2 点目を先にいかさせていただきます。実際に子どもたちに防災教育をして、いざ地震なり、災害が起きたときに、どういう行動をとるのが必要なのかっていうのが、やっぱり認識できているのかどうかというのは、非常に大切なことだというふうに考えております。

これは、学校から 2、3 事例を受けた件を、ここでご紹介させていただきますけれども、平成

28 年 4 月に発生した熊本地震。水巻町内では震度 3、その次が震度 4 ということで記録しておりますけれども、最初の地震の際に、ちょうどリビングで歓談をしていた子どもが、地震が発生すると同時に、一緒にいたおじいちゃんの手を取って、テーブルの下に入ったというような事例がありました。このことは、学校でも学校通信で広く保護者のかたにも紹介しておりましたけれども、こういうのが、まさに日々の訓練の賜物ではないかなというふうに思っています。

それから、2 点目は、総務課より賞味期限が近づいた備蓄食料をいつも学校に配布していただいて、非常に助かっておるところなんですけれども、その児童さんが家に帰ったとき、保護者にアルファ米って知っとうって、こうやって食べるんばいって言って、ちょっと方言で申し訳ないんですけど、教えたと。そういうことが、やはり家族の中で、そういう防災のことを考える機会になるとかいうことを、実際に行なわれた事例ではないかなというふうに思っております。

で、1 点目ですけど、やはり児童・生徒が教育の中で、危険箇所を自分自身で認識するという力ですね。それと、先ほど松野議員も言われました、自分の身は自分で守ると。それと今回、いろんな活動の紹介もさせていただきましたが、地震のときにどういう行動を自分がとるべきなのかというのを、やはり日々、教育の中で、やっていく必要があろうかと思ってますし、その分については、毎年、定期的にきちんと学校では、していただくように指示していきたいというふうに思っています。以上です。

**議　長（白石雄二）**

松野議員。

**5 番（松野俊子）**

例えば、もう 1 つ、学校現場の児童に対する再質問なんですけど、その危険箇所を児童に認識させる取り組みということが答弁書の中にあったんですけども、具体的には、どんなふうにこの危険箇所を児童に認識させる取り組みというのをされているのか。具体的な内容は、どんなものになっているんですか。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**学校教育課長（中西豊和）**

松野議員の質問にお答えいたします。1 例でございますけれど、平成 28 年に伊左座小学校で福岡管区気象台のかたが来られて、いろんな防災教育をやっておりますけれども、その中の 1 つに、日々、児童・生徒の登下校時の見守りの活動を行なっている、地域安全パトロール隊のかた、との感謝集会が、その中でもあっております。

この感謝集会の終了後、児童、保護者と、そのパトロール隊のかたが一緒に下校して、危ない箇所、ここは水が出るとか、ここは水路に落ちやすいとか、ここは危険だよとかいうのを、実際に目で確認しながら下校していったというような事例がございました。

台風が来たときとか、梅雨の時期とかも集団下校させますけど、そのとき、やはり高学年の子どもたちが下級生の子どもたちの手を取って、きちっと危なくないように、ここ危ないけねっと言いながら、下校させるというところで、危険箇所の認識というような部分での日常になっているのかなというふうに思っております。以上です。

**議　長（白石雄二）**

松野議員。

**5 番（松野俊子）**

平成 28 年ですね、さつき会と我が会派で、京都市の防災センターの視察に行ってまいりました。我が町の児童のかたも、福岡の防災センターで、いろんな震度 5 とか 6 とかの体験とかをされてるとかの話もお聞きしたんで、よかったなあと思うんですが、その京都市の防災センターに行ったときに、様々なそういう災害の体験をさせてくれるんですが、その中で 1 つ印象に残っているのが、迷路のような場所に入れられて、そしてその煙が充満している状態で、無事に目的のドアまで出れるかっていう、そういう体験がありまして、ああいう非常灯なんかを目印にやっていくんですけども、非常に煙の中で出ていくというのは、非常に大変だったという印象があるなって思っていたときに、広域の 3 月号の通信の中に、我が遠賀郡消防本部で、この煙体験ハウスですかね。ご存知とは思うんですけど、煙体験ハウスというものを機材として整備しましたと。

で、煙の性質や恐怖感を実感することで、普段からの火の取り扱いがいかに重要であるかが体験できますということで、防火防災意識の高揚に活用できますというような、こういう煙体験ハウスということを、できますよというお知らせがちょっと載ってたので、日進月歩でそういう防災に対する、いろいろな各自治体の取り組みというのは、すごく進んでいっていると思います。

今後の質問と要望といたしましては、やはり本町でも、特に若手職員のかたに、防災のスペシャリストということで養成して、やっぱりいろんなところを見聞きしていただいて、それを町に持ち帰って、学校だとか、また地域の防災組織とかのレベルアップをしていただくためにも、そういうスペシャリストとしての養成をお願いしたいんですけども、それについては、どのようにお考えでしょうか。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**総務課長（蔵元竜治）**

お答えいたします。議員の言われるように、どうしても役場の職員を、ソフトの防災関係の職員であれば総務課、ハードであれば建設課が担当しますけども、どうしても他の業務と兼務しているというのが状況でございまして、専任の防災だけの職員、スペシャリストっていうのは、なかなかいないというのは、現状でございます。

議員の言われる防災のスペシャリスト的なものでありますと、やはり防災士というのが考えられますけども、その防災担当職員に、今後研修を受ければ、資格は取れるようでございますので、そういった経費は確保して、職員に防災士の資格を取るようなことも、今後考えていきたいと考えております。

また、災害時に職員がとるべき行動とか、簡単なマニュアル的なものは、職員が採用されたときには、研修いたしておりますし、1日は、遠賀郡消防本部に預けて、防災とか、そういった研修と普通救命講習。で、その普通救命講習の中で、心肺蘇生法、ＡＥＤの使い方等、研修をさせております。

今後は、職員全体の防災に対するレベルアップを図れるような、研修を考えていきたいと思っております。

なお、私が今考えていたのは、平成28年に熊本地震が発生しましたときに、職員をのべ19名派遣いたしました。避難所の運営だとか、り災証明の発行業務、危険な建物の判定をするような業務ですね。こういったことがやはり19名の職員でしたけど、被災地に実際に行って、業務を行なってきたことが、やはり机上の研修ではなかなか学べない、いい経験になったのではないかと思っております。

で、先ほど言いました、そういった防災士の、職員に資格を取らせる研修も、今後、研修の費用も、どうにか確保していきたいというのもありますし、県内でちょっと調べてみますと、その防災士の資格を持った自衛官のＯＢを雇っている自治体、県内でも今のところ、確か12自治体あったと思うんですけども、そういったことも、まあ職員に取らせるのも当然ですけども、そういった自衛官のＯＢとか、結構、災害時に赴きますので、そういったかたを雇用しているところもありますので、その辺も踏まえて、併せて検討していきたいと考えております。以上です。

**議　長（白石雄二）**

松野議員。

**5番（松野俊子）**

最後に要望のようになるんですけども、いろんなことを考えていっていただいているということで、心強い気持ちも持ちました。しかしそんなふうで、自主防災組織1つにしても、要援護者に対する支援にしても、やはり地域、地域で、ずいぶんと差があるのが現状であると思います。そういった意味も含めて、今、担当してくださっている総務課庶務係ですかね、中から、とにかく我が町の防災・減災は、自分たちがリードする、自分がリードしていくんだというふうな情熱を持った職員のかたが育っていけるような環境づくりを、ぜひしていただきたいという意味も込めて、この防災・減災に対する取り組みを、町長、最後にぜひバックアップしていきたいという、ちょっと決意を聞かせていただけたらと思います。

**議　長（白石雄二）**

町長。

**町　長（美浦喜明）**
当然ですね、自分たちの町は、自分たちで守ると、これが基本ですので、今、課長が述べたようないろんな施策を、そして安心できる町づくりに、そういう防災の強化をやっていきたいと思っております。以上です。

**議　長（白石雄二）**
久保田議員。

**6番（久保田賢治）**
6番、久保田でございます。私からは、水巻町の児童クラブの取り組みについての再質問をさせていただきます。まず、この質問をいたします前に、児童クラブに実際に出向きまして、現場のご意見等をお聞きしてきましたので、そのことをメインに再質問させていただきます。
まず、児童クラブの支援員さんについて、お尋ねいたします。現在、長期臨時職員と短期臨時職員の各児童クラブでの人数は、どうなっていますか。よろしくお願いします。

**議　長（白石雄二）**
中西課長。

**学校教育課長（中西豊和）**
久保田議員の再質問にお答えいたします。各児童クラブには、長期臨時を2名ずつ配置しております。合計10名でございます。短期臨時については、各児童クラブで差がございまして、伊左座児童クラブが12名、猪熊児童クラブが5名、えぶり児童クラブが4名、頃末児童クラブが6名、吉田児童クラブが8名となっています。
また、平成29年度からは、伊左座児童クラブに増築棟が建築されます。それにあわせまして、長期臨時2名を増員する予定にしております。以上です。

**議　長（白石雄二）**
久保田議員。

**6番（久保田賢治）**
只今、人数をお聞きいたしましたのは、今後児童クラブに入所する児童が増加する可能性が高く、開所する箇所を増やす予定があるとのことですけども、児童クラブの支援員さんの確保については、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

**議　長（白石雄二）**
中西課長。

**学校教育課長（中西豊和）**

答弁書の中にも触れさせていただいておりますけれども、支援員の確保については、非常に苦慮している状況にございます。ハローワークとかにも募集を出しましたし、平成 29 年度増員する支援員についても、ハローワーク等に求人案内を出しましたけれども、やっと長期臨時 2 名が確保できたというめどがついたところでございます。

今後は、なお一層、確保が難しくなるのかなと。これは、保育現場ですね、自民党の政策で出してます、保育所の待機児童ゼロとかいうか、1 億総活躍ということで、保育所の数が増えたりとかいうことで、そういう部分で保育士さんの採用人数が増えて取られていくとかいうこともあって、いろんなことを想定する中で、非常に確保が難しくなるんじゃないかなというふうな見通しを持っております。以上です。

**議　長（白石雄二）**

久保田議員。

**6 番（久保田賢治）**

そういうことであれば、現在勤めておられます支援員さんを、今 60 歳で雇止めということなんですけど、とりあえず 65 歳ぐらいまで延長して雇用するお考えはありますかということで、将来的には、年齢制限なしでいいんじゃないかなと、私は思っておりますけども、とりあえず 60 歳から 65 歳までという考え方は、どうでしょうか。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**学校教育課長（中西豊和）**

臨時職員の雇用の条件等につきましては、総務課の所管となりますが、担当課の意見といたしましては、定年制の延長等の導入により、人材不足に陥らないように、総務課と協議を進めていきたいというふうな回答にさせていただきたいと思います。以上です。

**議　長（白石雄二）**

久保田議員。

**6 番（久保田賢治）**

ぜひ早急に協議を進めていただきたいと思います。最後に、新聞に載っておったんですけども、政府は地方自治体で働く、非正規職員の待遇改善に向けた関連法改正案で期末手当、ボーナスを支給できるようにし、勤務時間が正規職員並みの人は、扶養手当などの各種手当も支給対象とする。勤務時間が短いパートタイム職員は、期末手当のみとし、施行は 2020 年 4 月 1 日となる見通しということで、新聞に記載しておりました。

具体的な支給基準は、自治体が条例などで定めるとあります。ぜひ非正規職員の待遇改善に

向けて、他市町村の動向を見ながら、今回、現場のご意見で非常に多かったのが、給与等の改善、それから人材確保の問題等の意見が多数ございましたので、検討していただき、現時点で何かお考えがございましたら、お聞かせください。

**議　長（白石雄二）**
　蔵元課長。

**総務課長（蔵元竜治）**
　久保田議員の再質問にお答えいたします。私も、その新聞報道、確か3月5日の新聞だったと思いますけども、記憶しております。やはり議員、今ご指摘の中にもありましたように、非正規職員の給与等を、処遇の改善につきましては、水巻、本町のみならず、全国的な問題であると、全国の各自治体も抱えた問題、同じであろうということから、このたび、国が地方自治法と地方公務員法、この2本の改正を閣議で決定して、今国会に送るということで審議されると思います。
　先ほど言いました正規職員と同時間程度勤務する非正規職員につきましては、各種手当も支払いができると。ボーナスも当然支給されて、パートタイムにつきましては、ボーナス、期末手当のみの支給というふうになっていたと思います。
　まず、法律の中身を、国会で審議されて、法律改正案が決定されれば、説明会等もあって、私どもに情報が入ってくるとは思うんですけども、地方公務員法では、まず非常勤職員を会計年度任用職員と規定するというふうになっておりました。まず、地方公務員法を改正して、そういった非常勤の大半を会計年度任用職員に規定すると。このうち、正規職員と勤務時間が同一であれば、先ほど言いましたように、各種手当等支給されると。そこで、今度は、地方自治法を改正して、従来の、そういった非正規職員に対しては、報酬だとか、賃金というものでございました。これを正規職員と同じ給料に位置付けると。で、給料に位置付けるということは、経験年数に応じて、昇給も可能であるということになってくるのではないかと思われます。
　そういった報道だったと思われますので、議員がご指摘されました内容につきましては、3年後の施行というふうになっておりましたが、改正内容を十分、その法改正の趣旨に則りまして、本町におきましても、当然、本町の行政サービスの一翼を担っていただいている非正規職員のかたの処遇改善も、適正に対応してまいりたいと考えております。
　何しろ、今のところ、詳しい内容等は、まだ降りてきておりません。法改正の内容等が。分かりましたら、当然、私どもも、その趣旨に則って、適正に対応してまいりたいと考えております。以上です。

**議　長（白石雄二）**
　久保田議員。

**6番（久保田賢治）**
　以上で、公明党からの再質問を終わります。ありがとうございました。

**議　長（白石雄二）**

暫時、休憩いたします。

午前12時06分 休憩

午後01時08分 再開

**議　長（白石雄二）**

再開いたします。3番、未来の会、古賀議員。

**13番（古賀信行）**

未来の会を代表して、一般質問いたします。

1. 社会福祉法人「なおみ会」の真相解明について。

社会福祉法人「なおみ会」の理事長が、平成27年度に国、県、町から支給されたお金、約1億9千300万円のうちの213万円を私的に流用していた事が判明しました。

美浦町長は2月25日に、第一保育所の保護者や職員約40人に特別監査の結果や今後の取り組みを説明されたと2月26日の毎日新聞に報道されてました。

私もその説明会で出された保護者の批判する声は当然だと思います。

真相解明について、町長のお考えをお尋ねします。

2. 吉田団地の建て替えについて。

私は議員になって過去2回、吉田団地の建て替えに反対してきました。なぜならば、2015年度の町の空き家調査でも、空き家が約200戸、私の調査で、県営、ＵＲ（旧住宅公団）、町営住宅（吉田団地の2階建ては除く）の公営住宅で約500戸の空き家があります。吉田団地の2階建てに住んでおられるかたで、かなりの人が野菜を作ったり、花を植えたり、犬猫を飼ったりしておられます。水巻町内の1戸建ての空き家にも、庭つき、車庫つきの家がたくさんあります。町は早く空き家バンクを立ち上げ、そういう所を好まれる住民のかたに移り住んでもらったら良いと思います。

自治体によっては考えられないような低料金で、家の持ち主が住民に貸しています。

現在、生活保護者も家族の人数によって、3万2千円から4万9千円まで、家賃が支給されます。（生活費とは別に）ＵＲ梅ノ木団地の1棟から5棟まで取り壊しの計画もあるようだから、吉田団地の建て替えは必要ないと思います。

町長の答弁をお願いいたします。

3. 老人に多くの仕事をつくる事について

老人に仕事の多い、少ないは、自治体によって、格段の差があります。町は福岡県内の市町村のシルバー人材センターや、シルバー活力事業を調べて、水巻町も増やせる仕事があったら、増やすべきだと思います。

町長のお考えをお答えください。

4. 猪熊町住跡地の活用について。

2016年、町は猪熊町営住宅跡地を約1億1千万円で売りに出されましたが、誰も買い手がありませんでした。

現在、水巻町に新築の家が建設されています。その多くが水巻駅から距離で2千メートル以内に建設されているのが大半です。私も知人の不動産屋と時々話をしますが、不動産屋が言われるのは、「水巻駅から離れた場所は、物件がなかなか動かない」と言われます。

猪熊町住跡地に風呂付きの「町民憩いの家」を造ればよいと思います。町長のお考えをお答えください。

5．水巻町内の食料品アクセス（買い物弱者）対策について。

以前、吉田区には3箇所にスーパーがありましたが、現在は1軒もありません。また、現在、樋口にあるイオン水巻店も3月で閉店します。以前、スーパーがあるところがなくなると利便性を失い、生活が不自由になります。新しくスーパーが来てくれるとありがたいですが、現在はどのような状況ですか。町はどのように対応するのか、お尋ねします。

(1) 新たにスーパーが来てくれる可能性はありますか。

(2) なければ、どのような取り組みをお考えですか。

(3) 高齢者への買い物代行や、買い物カートを押さなければ移動出来ないかたを車に乗せて運ぶ対策など、どうお考えですか。

(4) 食料品の移動販売のさらなる充実について、どうお考えですか。

以上、お答え願います。

6．吉田町営住宅の住環境について。

町は吉田町営住宅の建て替えを進めていますので、2階建の町住の空き家が数多くあり、良い住環境とは云えません。夜になると、住んでいるかたが少ないので、怖さがありますと、近くにお住まいのかたの意見があります。空き家等で火事が起こるのでは、青少年の犯罪の巣になるのではと心配されていますので、どのような対策を考えておられるのか、お尋ねします。

(1) 吉田町営住宅の空き家について、町はどのような対策をお考えですか。

(2) 昼夜の防犯巡回は強化していますか。

(3) 吉田町営住宅全体はどのぐらいの戸数で、2階建ての空き家の戸数はいくつですか。

(4) 更地にする予定はいつですか。

(5) 安心感を与えるため、ある程度（2～3棟）まとまれば、解体していく考えはありますか。

以上です。

7．町内の危険家屋の空き家対策について。

地域創生先行型交付金の効果検証について、平成28年12月議会に報告がありました。その中の空き家活用事業で、空き家の有効活用による移住・定住促進及び危険家屋等に対する総合的・計画的な空き家等対策の基礎資料の収集とあります。平成27年度の実施内容として、空き家を活用した定住促進事業、空き家、空き店舗を活用した創業支援、放置された空き家を更新することによるまちの景観作り、危険家屋の適正管理等の施策を計画・実施するため、基礎となる空き家の全数調査を実施、所有者へのアンケートの実施とあります。

この中で、早急に取り組んでいただきたいのは、危険家屋の空き家対策です。空き家対策特別措置法が平成27年5月に完全施行されました。目的は次の通りです。

・地域住民の生命、身体又は財産を保護する
・（地域住民の）生活環境の保全を図る
・空家等の活用を促進する
・空家等に関する施策を総合的かつ計画的に促進する
・公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する

とあります。

まず最初に、空き家の調査と現状の把握をして、市町村は対策を所有者に次の通り行なう。

(1) 改善への助言と指導（解体、修繕、立木竹の伐採）
(2) 改善がなければ勧告（固定資産税の特例対象から除外。特定空家等に改善勧告があると、土地の固定資産税が最大で 4.2 倍にも増額する）
(3) 勧告でも改善されなければ命令（猶予期限をつけて改善命令、このとき、意見書や意見聴取、陳述ができます。）
(4) 命令の次は強制対処（猶予期限までに改善を完了すること。完了の見込みがない場合は、市町村が負担してその費用を所有者に請求します）

危険家屋の近くで、生活されている町民の皆さんは、毎日が不安と恐怖をお持ちになって、安心・安全な生活環境ではありません。空き家対策特別措置法が制定されましたが、本来ならこのような特別措置法を使わなくて良い社会を望みますが、残念ながら、使うことが必要な場面もあろうかと思います。

そこでお尋ねします。

1) 水巻町内の空き家は何件ありますか。
2) 危険家屋等と思われる物件数は何件ありますか。
3) 人が居住している危険家屋は何件ありますか。
4) 危険家屋の空き家は何件ありますか。
5) 危険家屋対策は、水巻町を明るいまちづくりにするために取り組んでおられる町長が、力を入れて取り組んでいただきたい問題だと思いますので、町長のお考え、取り組みについて所見をお願いいたします。

以上。

**議　長（白石雄二）**

町長。答弁。

**町　長（美浦喜明）**

はじめに、社会福祉法人なおみ会の真相解明について、のご質問にお答えします。

この問題についての現在の状況ですが、平成 29 年 2 月 10 日に福岡県と本町で合同実施した特別指導監査に対し、3 月 24 日までに社会福祉法人なおみ会から、保育所特別指導監査指摘事項改善報告書が福岡県と本町に提出されることになっています。

保育については、児童福祉法により、市町村が必要な保育を確保するための措置を講ずるとともに、関係者の連携・調整を図る旨の全体的な責務があるとされています。さらに保育所の

運営には国・県・町の公金が支出されています。
　そのことを十分に踏まえ、今後は、社会福祉法人なおみ会から提出された保育所特別指導監査指摘事項改善報告書の内容を確認後、県と協議したうえで、不適正な経理の実態や原因の究明を行ない、再発防止へ向けた取り組みを着実に実行できるよう、なおみ会の運営の正常化に向け、県と合同で指導を行なってまいります。
　さらには、町の顧問弁護士にも相談しながら、責任の所在の追及を含め、なおみ会に対し、町として毅然とした対応をしていく所存です。
　次に、吉田団地の建て替えについて、のご質問にお答えします。
　町内には、公営住宅やＵＲ住宅の空き家が約 500 戸あることや空き家バンク制度の立ち上げなどにより吉田団地の建て替えは必要ないと思います、町長の答弁をお願いします、とのお尋ねですが、吉田団地の建て替え問題につきまして、これまでの経緯を少し述べさせていただきます。
　この建替問題は、従前より地元などから強い要望があっていたものですが、町の財政状況や当時の行政改革などの要因から、建て替えは政策的に当面凍結するとされたものでした。
　私は、町長に就任した後、現地に足を運ぶ中で団地の老朽化の度合いや環境面、防犯面の問題などから、もうこれ以上、問題を棚上げすることは出来ないと判断し、平成 26 年 1 月に政策会議を開催し、具体的に建替問題を検討していくことにいたしました。
　平成 26 年度には職員のプロジェクトチームを編成し、建て替えに関する大まかな骨格を検討し、翌年の平成 27 年度には、専門家や居住者代表などを交えた第三者委員会において十分な調査・検討をいただいて、平成 27 年 12 月に建替計画の最終答申を受けております。
　答申の概要ですが、建替戸数は高層住宅 4 棟 232 戸、低層住宅 98 戸の合計 330 戸を、平成 30 年度から第 1 期工事として着手し、第 4 期工事の平成 37 年度までの 8 年間の工期で、建物本体、駐車場、外構などの町営住宅部分に係る事業費は約 50 億円、周辺整備に要する事業費を加えれば、総事業費は 60 億円規模に膨らむと試算されました。
　この答申を受け、改めて町の政策決定を行なうため、政策会議を開催し審議しておりますが、事業規模が約 60 億円と余りにも莫大な費用を要し、事業費を賄うための起債の償還金の支払いが、将来の町の財政に大きな影響を及ぼすことなどから、最終的な庁内における事業採択には至っておりません。
　今後、先の 12 月議会で報告させていただきましたように、建替事業に民間活力の導入や議員がご指摘されているような公営住宅等の空き家の活用なども 1 つの方法として、事業費を少しでも圧縮できる方策を再検討してまいります。
　次に、老人に多くの仕事をつくる事について、のご質問にお答えします。
　町は福岡県内の市町村のシルバー人材センターやシルバー活用事業を調べて水巻町も増やせる仕事があったら増やすべきだと思います、とのお尋ねですが、国では、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境を整備することを目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」、いわゆる高年齢者雇用安定法が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されています。
　この法改正を受け、高齢者が年齢に関わりなく働くことができる企業の拡大、高齢者が地域

で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大、再就職支援の充実・強化、高齢者雇用確保措置の実施義務などの雇用対策が国から示されました。

ハローワークでは、「中高年就職支援センター」を設置し、中高年の求職者に対し、個別アドバイスや職業紹介等を実施しており、また、福岡県では、「70 歳現役応援センター」が開設され、専門相談員が、高齢者の就職や社会参加の促進に向けて個別相談を行なっています。

本町においては、昭和 63 年から、シルバー能力活用事業を社会福祉協議会へ委託して、高齢者の就労の場の提供に努めています。

本事業には 60 歳から 80 歳代までの幅広い年齢層の方々に登録していただいており、その数は 133 人ほどいらっしゃいます。

また、社会福祉協議会が実施しているシルバー就労者説明会には、毎年多くの方が参加されています。

平成 27 年度のシルバー能力活用事業の受託件数は延べ 4 千 334 件で、延べ人員は 1 万 909 人となっており、町も多くの事業を発注しているところです。

さらに、平成 26 年度に策定した高齢者福祉計画第 7 期計画のアンケート調査では、高齢者、特に 65 歳から 69 歳の男性の 4 割程度が「働きたい」と回答されており、60 歳代の高齢者には就労意欲が大きいことがわかります。

本町としても、シルバー能力活用事業のさらなる推進や、国や県が行なう高齢者雇用事業の周知に、努めてまいりたいと考えています。

次に、猪熊町住跡地の活用について、のご質問にお答えします。

猪熊町住跡地に風呂付きの「町民憩いの家」を造ればよいと思いますが、町長の考えをお答えください、とのお尋ねですが、まず、猪熊町営住宅跡地の現状についてご説明いたします。

猪熊町営住宅跡地につきましては、平成 19 年 10 月に開催された政策会議において、「民間活力を活用し、一般住宅用に宅地造成・分譲を行なう」との方針を決定しました。その後、平成 24 年 3 月に公民館を含めた全ての建物の撤去が完了し、用途廃止を行ないました。

また、平成 25 年 3 月に、学識経験者、町議会議員、各種委員会や団体代表などで構成された水巻町総合計画審議会の答申を経て策定した、第4次水巻町総合計画後期基本計画においても、猪熊町営住宅跡地については、「民間活力による宅地造成・分譲により、周辺環境と調和した良好な都市空間の形成を図り、地域のまちづくりに寄与するよう活用すること」との方針を定めています。

現在、その第 4 次水巻町総合計画後期基本計画の方針に基づき売却を進めているところですが、ご質問にもあるとおり、猪熊町営住宅跡地については、ＪＲ水巻駅や国道 3 号線から離れた場所にあり、さらに、購入後、宅地分譲するためには大規模な宅地造成が必要ということもあり、複数のご相談はいただきましたが、今のところ、売却に至っておりません。

猪熊町住跡地に風呂付きの「町民憩いの家」を造ればよい、というご提案については、平成 28 年度末にえぶり山荘を閉館することから、特に高齢者福祉を充実させるという観点では良いご意見だと考えますが、平成 28 年 12 月議会でも答弁いたしましたとおり、本町で憩いの家等の施設を建設するとなると、10 億円程度の費用が必要になると予想され、財政状況を考慮すると、かなり厳しいと言わざるを得ません。

むしろ、総合健康施設等の整備について、今後も民間活力の導入に向け努力してまいりたいと考えています。

次に、水巻町内の食料品アクセス買い物弱者対策について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、新たにスーパーが来てくれる可能性はありますか、と2点目の、なければ、どのような取り組みをお考えですか、とのお尋ねは、関連がありますので、一括してお答えします。

平成28年11月1日に、建物を所有する事業者から、施設老朽化等の理由により、正式にイオンから契約解除の申し入れがあり、平成29年3月末をもって閉店することの報告を受けました。

その際、町としましては、近隣にお住まいの方々が買い物等で不自由することがないよう、跡地については、是非スーパー等のテナントを確保して欲しいとの要望をいたしました。

その後、12月27日に、私と議長と商工会会長の連名で、町としての正式な要望書を、私と副町長、議長、商工会会長、商工会事務局長の5名で事業者を訪問し、代表者のかたへ手渡すとともに、今後の施設の活用について、日用品や生鮮食品類を購入可能な商業施設を誘致していただきますよう、重ねてお願いをしております。

現在のところ、まだご報告できるような情報はなく、今後の推移を見守っている状況です。

また、吉田地区につきましても、吉田団地の建替え計画等の状況を勘案しながら、商工会とも連携をとりつつ、対応について検討してまいります。

次に3点目の、高齢者への買い物代行や、買い物カートを押さなければ移動できないかたを、車に乗せて運ぶ対策などをお考えですか、とのお尋ねですが、高齢者が、日常の買い物等に困難を感じるような身体状況になると、介護保険の認定申請の結果によっては、ホームヘルプサービス等の介護サービスを利用することができます。

また、介助があれば、自分で買い物に行って商品を選びたいという高齢者も多く、この場合も介護サービスの訪問介護を利用して、日用品や食材等、日常生活を送るために必要な品物を買いに出かけることが可能です。

現在の介護保険制度では、介護認定の結果によって使えるサービス量が決まり、サービスの内容はケアマネジャーが本人と相談の上、ケアプランを作成します。

1割の自己負担はありますが、通常の生活を送る際の支援は、受けることができるようになっています。

ただ、介護保険制度には、できることの範囲が定められているため、高齢者の希望が必ずしも充足されない場合があります。

そこで、平成27年度の介護保険法の改正による地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組みには、介護保険の枠に固執しない、ＮＰＯ、民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体を活用した生活支援サービスの概要が示されました。

これは、介護が必要な状態になっても、地域社会の中から切り離されない生活を送れるような、地域の互助の仕組みづくりをすすめていく事業となります。

本町でも、地域の自主性や主体性に基づいた生活支援体制の整備に取り組み、買い物支援対策も含めた高齢者へのボランティア等、地域の特性に応じたサービスの担い手を発掘し、生活

支援体制の充実を図っていきたいと考えております。

最後に4点目の、食料品の移動販売のさらなる充実についてどうお考えですか、とのお尋ねですが、平成28年4月より、グリーンコープ生活協同組合と地区役員の協力のもと、吉田小学校区5地区でモデル的に開始した移動販売は、10月より本事業として継続し、特に高齢者の買い物支援事業として徐々に定着してまいりました。

事業については、区長会、民生児童委員協議会などの地区役員の会議において周知し、利用希望を募っています。

平成29年4月からは、新たに1地区で利用開始が決定し、その他にも検討されている地区があります。

今後も、グリーンコープ生活協同組合と地区役員の方々と協議を行ないながら、移動販売の拡充を図り、高齢者の買い物支援の充実に取り組んでまいります。

次に、吉田町営住宅の住環境について、のご質問にお答えします。

まず、1点目の団地内の空き家についてどのような対策をお考えですか、とのお尋ねですが、現在、吉田町営住宅につきましては、政策空家を実施しており、建て替えに向けて、新規入居を停止しております。

政策空家の開始時期につきましては、ＪＲ沿いの7棟から36棟までの公営住宅が平成4年から、その他の改良住宅の2階建てにつきましては、平成11年から実施しており、空き家の戸数が年々増加している状況でございます。

町の対策についてですが、政策空家の開始時から吉田団地自治会と連携し、空家住宅の破損・防犯等の見回り、敷地内の除草、室内の風通し等の管理を委託しており、問題などがある場合は、住宅係に連絡していただいております。

次に2点目の、昼夜の防犯巡回は強化していますか、とのお尋ねですが、昼間の防犯等の見回りについては、吉田団地自治会に委託しているところではありますが、夜間の見回りに関しましては、高齢のかたが多く、地域全体の防犯パトロールなどは危険を伴うこともあり、困難な部分も出てくるかと思われます。

今後は、吉田団地自治会と協議を行ない、地域の実情を十分に聞きながら必要であれば折尾警察署に相談し、巡回の強化を依頼したいと考えています。

次に3点目の、吉田町営住宅全体の戸数と、2階建ての空き家の戸数について、のお尋ねですが、吉田町営住宅全体の戸数は、798戸で、うち2階建てが622戸となっております。全体の空き家戸数は360戸で、うち2階建てが323戸となっております。

次に4点目の、更地にする予定はいつですか、とのお尋ねですが、吉田町営住宅につきましては、建替基本計画の答申を受け、事業推進に向けて、鋭意努力をしておりますが、町としての建替計画の最終的な決定に至っておりませんので、建物をいつ取り崩し、更地にできるかについては、現段階でのお答えはできません。

最後に5点目の、空き家の棟がある程度まとまれば、解体していく考えはありますか、とのお尋ねですが、現在、空き家のみとなっている棟が9棟あり、そのうち耐用年数を経過している棟が8棟となっております。

棟の解体につきましては、空き家のみの棟がまとまっておらず、コンクリートブロック造の

建築物のため、解体工事で激しい振動や騒音が想定され、老朽化している近隣住棟への影響や、地中に埋設されているガス管や水道管への対応も必要となりますので、個別での解体は現状では困難であると考えます。

また、解体費用につきましても、建て替えに伴う国からの交付金活用を予定しておりますので、町の負担増となる個別の解体につきましては、慎重に検討する必要があると考えます。

最後に、町内の危険家屋の空き家対策について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、町内の空き家は何件ありますか、2点目の、危険家屋と思われる物件数は何件ありますか、3点目の、人が居住している危険家屋は何件ありますか、4点目の、危険家屋は何件ありますか、のお尋ねにつきましては、関連がありますので一括してお答えします。

本町の空き家調査につきましては、平成27年10月1日より、町内全域を対象に現地調査を行ないました。

その結果、町内の空き家と思われる件数は433件、危険家屋等と思われる物件数は32件となっています。

また、危険家屋等と思われる物件のうち、居住していると思われる件数は7件、空き家と思われる件数は18件となっています。

最後に5点目の、危険家屋対策の取り組みについて、のお尋ねですが、空き家に関する問題につきましては、近年、全国的に深刻化してきており、国が「空家等対策の推進に関する特別措置法」を平成27年5月に完全施行したことに伴い、福岡県におきましても福岡県空家対策連絡協議会が設置されており、地域に悪影響を及ぼす空家対策について協議しているところです。

平成27年より、本町もこの協議会に参画し、空き家問題に対する解決策や先進事例等について、情報収集に努めています。

現時点での本町の空き家問題に関する対応としましては、環境問題につきましては産業環境課が、防犯や防災面の場合は総務課が、住宅の問題と判断した場合は管財課がそれぞれ個別対応しております。

ただし、危険家屋については、苦情等の連絡があった場合は、出来るだけ早く、関係課が協力して可能な限り被害が出ないように対応にあたっています。

空き家対策におきましては、全国の市町村とも体制の強化を図っておりますが、所有者の調査などに時間を要するケースが多く、改善指導を行なうまでには、かなりの労力や、マンパワーの確保も必要な面もございます。

本町としましても、様々な空き家問題に対して総合的に対応できる組織づくりや相談窓口の設置など、早急に進めていきたいと考えています。以上です。

**議　長（白石雄二）**

これより再質問をお受けいたします。古賀議員。

**13番（古賀信行）**

まず、第1点目は、社会福祉法人「なおみ会」の真相解明について、お尋ねします。第一保育園の保護者が出されました文面によりますと、まず、あそこで働く保母さんにあれを払って

なかったということ、時間外手当ですかね。もう１点は、新聞の報道によりますと、213 万円の不正の流用の問題です。で、この２つの件は、刑事罰に相当するものだと思います。

で、過去、水巻町は、矢野町長時代に公共工事汚職事件があってまして、地方自治法第 100 条に基づいて、特別委員会を設置したわけです、議会に。その中で、10 数回、百条委員会を開いたんですけど、結局何も追及できなかったんです。そういう苦い経験があるから、今後、中にはある議員が父母会から要請があったから、委員会を立ち上げないかん、立ち上げないかんと言われますけど、具体的にはどういう委員会か全くわけわからんことです。

こういうことでなくて、やっぱり新聞報道で、美浦町長が言われていましたように、場合によっては、警察に告訴も考えていると言われましたけど、私は、それが一番手っ取り早いと思います。それが１点。これは、町の答弁いりません。

第２点目は、吉田団地の建て替え問題についての意見です。それは、この問題は、出てからかなり経ちますけど、今回で私は、第３回目の建て替え反対を言ってるわけですけど、これは、やっぱり町が早く空き家バンクを立ち上げていれば、かなりのかたが、そういう１戸建ての居住に移られたかたもおられたと思います。

また、若い人も、やっぱりそういう１戸建てに移られたかたもおられたと思います。そういう点では、この町がそういう空き家対策が後手後手に回っているわけです。そういう点では、非常に残念な思いです。だから、早急に空き家バンクを実施していただきたいと思います。すぐなんか、私がこういうことを言いますと、町の総務課が、人事担当ですけど、すぐ仕事が忙しいとか言われますけど。

実際は、私が例に出しますけど、大分県竹田市職員の後藤さんは、朝から晩まで駆けずり回って、そういうよそからの人を引っ張り込むことに成功しているんです。で、最近でうれしかったのは、大分県竹田市も、かなり成功しつつあります。そういう点で、やっぱりそういう先進事例に倣って、よそからの人を引っ込む。そして、そういうときには、空き家に入ってもらう。こういう点も、十分勉強していただきたいと思います。質問、答弁は、いりません。

第３点目の、老人に多くの仕事を作ること。これは、平成 28 年、岡垣の風呂付のある場所で、郡内の議員の研修があったわけです。それで、私早めに行って、あの付近ずっと見て回ったわけです。第１点にうれしかったのは、あの風呂のある場所の前に、広いロビーがあるんです。で、昼休みは、そこにお年寄りのかたがたくさん弁当を持ってきて、食事しているんです。風呂に入らなくても、そこに施設に憩いの場所であったんです。本当にうれしかったです。

そして、第２点目は、あそこ岡垣の中心部と離れています。中心部だから、町はよく考えていると思いました。中心部から離れた場所が、なお寂しくならないように、あそこに風呂を作ったと思うんです。で、そこにシルバー人材センターを持ってきました。で、そこのシルバー人材センターでいろんなパンフもらってきたんですけど、その中には、シルバー人材センターの仕事の中には、お年寄りのお金の手伝い、また、お年寄りの話し相手と本を読んで聞かせること。たくさんこの町にないような仕事を、シルバー人材センター考えていたんです。

そのことは、仕事がない老人に仕事を作ってやり、また、介護の保険料を使わなくても、そういうすばらしい仕事の内容だったと思います。また、久留米市は、家のリフォームなんか、シルバー人材センターに頼めば、立派にしてくれます。私の友人が美容室をリフォームしても

らいました。美容院を。見事やってのけました。大工さんやら、左官屋さんが来てですね。そういういろんな分野で、お年寄りが活動しています。

水巻町は、3 月時点で、60 歳以上の老人のかたが約 1 万 1 千人おられます。その中で、シルバー人材登録は、水巻町は、約 130 名くらいですけど、60 歳以上のパーセントにすれば、3 パーセントもなりません。そういう点では、非常に水巻町がそういう老人に仕事を与える、作ってやるのが、非常に遅れていると思います。そういう点では、やっぱり水巻町は、裏作を作った方がいい、農家はですね。そういうところ、裏作だけでも借りて、やっぱりそういう老人に仕事を与える。それというのが、私の友人が去年 1 年間農業したんです。彼が言うには、古賀さんよかったと。なにがよかったねと聞いたら、農業したら、病院にいかんでよかったよって。これがうれしかったんですよ。

だから、やっぱり年寄りに仕事を与え、そして、憩いの場所を与えれば、病院に行かなくていい、国保税が下がる、介護保険料が下がる。これこそがいい政治だと思うんです。そういう財源あります。水巻町は、年間、コスモスまつりに 1 千 300 万円から 1 千 600 万円ずつ使ってきました。その中で、例えば、コスモスまつりのそういう計画を業者に任せんでそれだけで 400 万円、いろいろそういう無駄な金いっぱい使っています。コスモスの花を植えていいんです。花を植えるだけでも、300 万円はいりません。

こういうイベントは、全国いっぱいやっています。一番いいのは、こういうイベントで金を稼いでいるのは、鹿児島県指宿市です。指宿市のマラソン対策室に尋ねたら、年間予算は 650 万円ぐらいしか使わないということです。650 万円ぐらいしか使わないで、鹿児島銀行の試算によると、10 億円ぐらいの経済効果があるというんです。これこそいい政治だと思うんです。それから、そういう点で、いろんな町のお金の使い方を工夫すれば、そういう財源はいっぱい出てきます。

それから、4 点目の、猪熊町住跡地の活用についてですけど、これは、私がさっき述べましたように、猪熊は、水巻の中心部からかなり離れています。このままやったら、だんだん、だんだん寂れていくと思います。去年の暮れに、猪熊から私のすぐ近くに引っ越してこられました 50 歳台の方が。非常に、そういう現象も現れているわけです。

だから、そういうところにやっぱり人を呼び込むには、遠賀町もやっていますように、浅木ですか、あの辺、虫生津ですか知りませんけど、あの付近に遠賀町は、中心部から離れたところに、風呂を作っています。

それから、福津市もそうです。中心部から離れた海岸べたに風呂作っています。そういうふうに、町全体が均等に寂れないように、そういう心遣いをするには、猪熊地区に風呂を持っていくのは、私は適当じゃないかと思うんです。まあ、この土地が売れればいいんですけど、なかなか細かく壊しても売れないと思うんです。まあ、まったく売れんことはないと思うんですけど。そういう点で、やっぱりそういう町がそういうところを有効活用するという手もあると思うんです。あとは、津田議員に時間を譲ります。以上です。

**議　長（白石雄二）**

津田議員。

**12 番（津田敏文）**

やはり私は、議会と執行部が意見を戦わすところが議会だと思います。一方的に自分の主張をしただけじゃあ、それは自己満足ではないだろうかと思いますので。

続いて、再質問をさせていただきます。水巻町内の食料品アクセス（買い物弱者）の対策について、お聞きいたします。

高齢のかたが食料品を両手に持って、おかの台や高松団地の高台を歩いていく姿を見る機会があります。4 月以降、イオン水巻店が閉店され、高齢の方々は、どこに買い物に行かれるのだろうかと考えさせられます。役場として、何か手を差し伸べる対策は、考えていませんか。お答えをお願いいたします。

**議　長（白石雄二）**

吉田課長。

**福祉課長（吉田奈美）**

津田議員のご質問にお答えいたします。福祉課が今やっております移動販売につきまして、グリーンコープ生協と再々協議をしておりますけれども、平成 28 年 4 月からの吉田校区の買い物移動販売事業は、各地区で週 1 回やっておりますけれども、平成 29 年度 4 月から新たに鯉口団地に移動販売を開始することになっています。

で、今、ご質問のように、おかの台と高松につきましても、一応、区には投げかけをしております。おかの台については、まだ意向調査をしたときが、イオンの閉店情報が 12 月でしたので、意向のお伺いをしたときが、まだその閉店がはっきりする前でございまして、一応、住民のアンケートをおかの台でされたときに、あまり利用意向がなかったということでご回答いただいたんですが、イオンの閉店が決まった後で、やっぱりこれは買い物が困るだろうということで、おかの台の民生委員さんが再度アンケート調査をするということで、今お答えを保留中でございます。

週 1 回でございますけれども、そういう移動販売事業については、まったく買い物する場所がないということよりは、かなりいいだろうということで、民生委員さんもお考えのようですので、もしかしたら、結果によっては、取り組みをいただく、おかの台地区については、お取組みいただく可能性はあろうかと思います。

あと、イオンの近辺で、猪熊、樋口、高松、梅ノ木、そこら辺については、まだ何も取り組みのご意向は、今のところ承っておりませんので、再度福祉課からもご意向の調査を、少し頻度を上げてしていこうかと思っております。以上でございます。

**議　長（白石雄二）**

津田議員。

**12番（津田敏文）**

グリーンコープ以外でも、民間のかたが車に商品を積んで、お年寄りのところに行かれてますので、そういったところも、この部分に入れ込んで、出来るだけぶつからないような形で、または、お年寄りなんかは、声かけて、元気ねとか、見守りもその中には入ってると思いますので、是非とも一般の民間も、ぜひそのグループの中に入れていただいて、効率よく皆さんのところに行けるようなもののお考えをお願いしたいと思います。

続きまして、吉田町営住宅の住環境について、お尋ねいたします。空き家住宅の破損、防犯等の見回り、敷地内の雑草、室内の風通し等の管理、または、昼夜の防犯パトロールを吉田団地自治会に委託しているとのことですが、吉田団地自治さんは、何人で構成され、年齢の若いかた、高齢のかたは、おいくつですか。定期的に見回る回数等、助成金はどのような状況ですか、教えてください。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**管財課長（原田和明）**

すみません。今、詳細なデータ持ち合わせていませんので、のちほど調べて、回答差し上げます。すみません。

**議　長（白石雄二）**

津田議員。

**12番（津田敏文）**

この文章の中にあるものですから、やはり聞きたくなるもので、すみませんけど、よろしくお願いいたします。それと、また解体費用について、交付金の活用を予定しているとのことですが、町の負担減は、どのくらいお考えになられているのか、わかる範囲で、お答え願いたいと思いますが。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**管財課長（原田和明）**

以前は、木造の、それこそ猪熊町住、これ木造でございましたけれども、あれが2戸で1つの建物と。あれが確か100万円から150万円ぐらい。ただ、先ほど、町長答弁ありました、今度はコンクリートブロック造でございますので、構造がもう全然違いますので、その分の解体の実績はございませんけども、これについても、うちの建築技師にどの程度必要かという、あらかたの見積もりを分かれば、あわせて、報告を後ほどさせていただきます。すみません。

**議　長（白石雄二）**

津田議員。

**12 番（津田敏文）**

吉田町営住宅の住環境は、よい状態ではありませんが、長く住んでいたので、吉田を離れたくない方やお友達が多いので、変わりたくない方などおられると思います。住環境の改善をどのように進めていますか。お答えお願いいたします。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**管財課長（原田和明）**

議員もご承知のとおり、今、現状は耐用年数を過ぎた建物もすでにありますし、簡易 2 階建て以外の中層 5 階建てですか、あれが今、4 棟、6 棟ほどありますけども、この建物についても、かなり老朽化が激しいと。で、中層 5 階建てについては、まだ耐用年数が少しございますので、ご承知のとおり、平成 27 年ぐらいですかね、外壁の改修、それから、水道管等の改修をしております。で、全体的には、吉田は、今、建て替え計画というものがございますから、その中で、大きくは、そこの町づくりを含めてやりたいと思っておりますけれども。

あとは、地元の区長さんを始め、自治会の方からの、例えば樹木が大きくなったとか、雑草が繁茂していると、その辺については、逐次要望を取りながら、全体的にはきれいになりませんけども、最低限の環境改善に取り組んでおるという状況でございます。

**議　長（白石雄二）**

津田議員。

**12 番（津田敏文）**

あともう 1 件の、町内の危険家屋の空き家対策について。危険家屋の空き家に、危険ですよとかいう表示をつける考えなんかは、ありませんですか。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**管財課長（原田和明）**

検討してみたいと思います。

**議　長（白石雄二）**

津田議員。

**12 番（津田敏文）**

あともう 1 点、教えてください。平成 27 年度の空き家調査で、空き家と思われる物件で、所有者が不明なものが 43 件ありますとの状況ですが、これどのような状況ですか。教えていただければ。

**議　長（白石雄二）**

課長。

**企画財政課長（篠村　潔）**

津田議員のご質問にお答えします。基本的には、登記簿等で所有者というのは、空き家の場合であっても確認ができるのですが、中には、その所有者の方がすべて亡くなられてあったりして、結局その後の相続とかも含めて、なかなか分からない。結局、調べていっても、なかなか分からない件数のところもあります。何代も前で、そのまま古いままで登記も変わっていないというような状況があるものが、調べて分からないものがこの件数ということでございます。以上です。

［　「終わります。」と発言する者あり。　］

**議　長（白石雄二）**

古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

時間が余ったから、再質問します。吉田団地の建て替えは、330 戸という町の計画ありますけど、私は、これがいつも気になるんですね。なぜかと言えば、3 年前、竣工した遠賀・中間の火葬場ですね。あれが、火葬場建て替え基本計画は、お役所が作った、まあコンサルタントが作った資料と思うんですけど。何年先に、なんぼ死者があって、何人死んで、だから窯が足らんから作り変えると工事があったんですけど。去年の広域の決算の中身で分かったことは、最初の計画通りに火葬件数がなかった。それは最初から分かっていることです、それは。

だから、私が一番心配しているのが、330 戸作って、10 年、15 年後には、そこの人間が人口がどうなるかということですよ。そしたら、建物は残るし、50 億円、60 億円借金したら、また借金だけ残って、空き家が残る。そういう後に残った人に、町民に、そういう負債は、私は負わせたくはないんです。だから、私は反対しているわけですよ。

家が絶対的に足りなかったら、建て替えなきゃいかないけど、今、現在、平成 28 年 4 月に熊本地震が起きて、まだ仮設住宅でいっぱい生活しています。また、あっこ、2011 年 3 月 11 日におきた東日本大震災では、帰りたくても帰れない人がいっぱいいます。故郷に帰りたいけど。その点、町内に移住するぐらいは、私は大した問題やないと思うんです。

古賀、なんか、そんな横着なこと言ってると思われる方もおられるかも分かりませんけど、住めば都で、まったく大都会の喧騒の中に行くわけやないから、そういう点も踏まえて、やっ

ぱりあそこ移ってもいいと、そういう１戸建てに移ってもいいと思われとる方もたくさんおられると思うんです。

まず、そのことをやって、そして、もう１つはよく見たら、鯉口でも、低層１階にも空いたところがあります。また、ときに、おかの台、高松は、空き家もあります。そういうところに、まず移ってもらって、それでも足らんなら、町が検討することを述べまして、私の質問は終わります。

**議　長（白石雄二）**

質問はないんでしょう。

［　「はい。」と発言する者あり。　］

津田議員。

**12 番（津田敏文）**

終わります。

**議　長（白石雄二）**

暫時、休憩いたします。

午後２時 04 分 休憩

午後２時 14 分 再開

**議　長（白石雄二）**

再開いたします。4 番、近藤議員。

**14 番（近藤進也）**

無会派、近藤進也でございます。一般質問を行なうにあたりまして、本来は趣旨説明もしたいところですが、これまで皆さんもご覧のように、私が趣旨説明を行なうとなれば、議長がまた制止を諮りますので、この場では控えたいと思います。

それでは質問に入ります。町の保育行政について質問いたします。

本年、2 月 23 日に新聞報道された、保育園の特別監査に県と町が入りましたが、町の監査はこれまで適正だったのですか。その後、独立した社会福祉法人に乗り込み、保護者あるいは保育士等を召集し、第一保育園内で町長が説明会を行なった行為の法的根拠を示してください。以上でございます。

**議　長（白石雄二）**

町長。

**町　長（美浦喜明）**

町の保育行政について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、町の監査はこれまで適正だったのですか、とのお尋ねですが、町による監査につきましては、平成27年度に施行された、子ども・子育て支援新制度において、子ども・子育て支援法に基づく監査を実施することになっております。

平成27年度分から監査の対象となりますが、これまで県が実施している定期指導監査と、町が行なうべき監査については、実施対象や監査項目について重複があることから、効率的に定期的な監査を行なうため、福岡県と市町村において、合同監査の実施体制を整える準備を進めてまいりました。平成29年1月より、福岡県と市町村による合同監査を実施することになったところです。

本町では、平成28年度の定期指導監査を県がすでに終えているため、本格的な県との合同監査は平成29年度からとなります。そのため、今回の県と合同で実施した特別指導監査が、町にとって法に基づく初めての監査となりました。

次に2点目の、水巻第一保育所園内で、町長が説明会を行なった行為の法的根拠を示してください、とのお尋ねですが、水巻第一保育所保護者会が、理事長の不正、勤務怠慢等を理由にした、社会福祉法人なおみ会理事長の解任と理事会解散を求める署名運動を行ない、1月31日に水巻第一保育所保護者会会長と5名の役員の方から、676名分の署名の嘆願書が提出されました。私は、手渡されたこの676名分もの保護者会からの署名を大変重く受け止めています。

さらに、2月10日には、福岡県との合同の特別指導監査によって、法人運営における指摘・指導事項が示されました。保育については、児童福祉法第24条により、市町村が必要な保育を確保するための措置を講ずるとともに、関係者の連携・調整を図る旨の全体的な責務があるとされています。

突然の新聞等の報道により、保育の委託先である水巻第一保育所を利用されている保護者や子どもたち、勤務されている保育士の皆さんに、不安が生じていることに対し、町の最高責任者である町長として責務と説明責任を果たすため、説明会を開催したものです。

保育所が混乱しないように、保護者の皆さんが安心して子どもを預け、また保育士の方が安心して働いていただくために、保護者や保育士の方に、今後の町の方針などを説明いたしました。

なお、吉田保育園につきましても、保護者からの要望により、3月11日に同様の説明会を開催いたしました。

「不正を正して欲しい」、「適正な保育所運営をして欲しい」と切に願う保護者や保育士たちの想いを受け止めるのは、当然のことではないでしょうか。

本来であれば、この混乱を招いた法人側の理事長や理事が、直接、保護者や保育士たちに対し、説明会を開催すべきであるにもかかわらず、私が水巻第一保育所に勝手に乗り込み、関係者を強制的に集めたかのような議員からのご質問は、全く心外で、その意図が理解できません。

保護者や保育士たちの不安を解消するために開催した説明会に法的根拠が必要なのでしょうか。

町として、子育て支援や教育を重要な行政課題として取り組んでいる今、現場の声に耳を傾け、寄り添っていくのは当然であり、今後も適正な保育所運営に向け、そして、子どもたちの健やかな成長のために尽力してまいります。以上です。

**議　長（白石雄二）**

これより再質問をお受けいたします。近藤議員。

**14 番（近藤進也）**

14 番、近藤です。町長答弁にもありましたように、現場の声を聞くという姿勢は分かりました。先ほども他の議員からも、学童保育の件についても、現状を認識するために現場に出て行った。まさに現場を知らずして評価せず、まったく対話無くして評価せずと同じで、そういった哲学のもとに、議員の活動には頭が下がるんですが、実はそういうことから、私もこの問題が当初から、元々第一保育園の園長から相談に乗ってほしいという声がありましたので、出かけて行った次第です。

そこで話を聞きまして、次に保護者会会長を紹介されまして、保護者会会長ともお話をしました。そしてその次に法人の代表がいる施設、保育園にも出向いて事情を確認したところでございます。

そういったことから、あなたが特段、説明会を開くことがなかったんじゃないかと思うのは、元々今回の不正の発覚ですね。当初、保護者の署名活動は、11 月 4 日の理事長を含めた保護者会らの、職員も含めての説明会から始まったということになっております。

それは、先般配られた 676 名のこの署名の内容にありますように、皆さん読まれたかと思いますが、11 月 4 日に説明会を行ない、すぐに対応しなかったということで、理事長の突き上げが始まっています。これがいいとか悪いとかじゃないんですよ。不正は不正として良くないことですが、保護者会はあくまでも賃金未払い、残業代も払っていない、子どもが 1 人も残らずちゃんと帰ってしまうまで、保育士のかたは一生懸命に仕事に従事している。そういった方の残業代が未払いであるということから、職員を後押しするかのように、保護者たちは署名活動に踏み切ったということでございます。

そういった事情を聞いて、不正は後から発覚したもので、新聞のマスコミ報道によりますと、さも保護者の告発によって不正が発覚したというようなニュアンスで、新聞書かれていましたね。これはもう、まったくデタラメな話で、後から取って付けたような不正なんです。

と言いますのが、私が第一保育園に入り込んだときには、何度も私は保育園の園長会に出ても、非常に最低の賃金で我慢して働いてるということでしたので、近隣を調べてまいりました。

それから残業代が未払いと言われるけども、実際のところ、残業代というのが給与明細の項目の中に、果たしてどういった手当がなされているのかということも確認しなければなりません。

当然、監査に入ったわけですから、そのことを課長にお聞きしますが、どの時点で相談を受け、どの時点でこの不正というものを確認できたのか。そして、さらには 9 項目の要望書が出ております。どの時点で 9 項目の要望書が出たのか。そして、要望書の内容についても明らか

にしてください。

**議　長（白石雄二）**
　山田課長。

**地域・こども課長（山田美穂）**
　近藤議員のご質問にお答えをいたします。まず始めに、ご相談なんですけれども、第一保育所の園長、それから同じ時期に、理事長からもご相談を受けておりました。これは平成28年7月頃だと記憶しております。
　園長からは、理事長に対する処遇面の改善もそうなんですけれども、理事長の不適切な会計処理のご指摘があっておりました。
　理事長からは、園長が辞めるということになったので、大変困ったことになったというご相談があったところでございます。
　不正のことにつきましては、いろいろな関係者の方からそういった情報が、町にも県にも寄せられておりましたので、同じ時期、それ以降の時期で、情報が集まったということでございます。
　それと要望書でございますが、第一保育所の園長から理事長に対して、12月28日に、第一保育所の保育所から理事長に対して要望書が出ております。これにつきましては、事前に第一保育所の保育士の方、それから理事長から、それぞれ、なかなかお互いが、話し合いができない状態になっているということで、町にご相談がありました。これは12月21日に、理事長と理事会の理事、お1人と町に来られまして、私、それから吉岡副町長、それから担当の課長補佐の3人で対応しております。
　その中で、保育所からの要望と、それから理事長の回答が噛み合わないといけないので、それはきちんと文書にした形でお出しをされた方がいいんじゃないですかということで、アドバイスをさせていただきまして、第一保育所から理事長に対して要望書が出たということでございます。以上です。

**議　長（白石雄二）**
　近藤議員。

**14番（近藤進也）**
　9項目の要望書の中身をお願いします。

― 地域・こども課長が資料を探す ―

**14番（近藤進也）**
　議長。

**議　長（白石雄二）**
近藤議員。

**14 番（近藤進也）**
なければ後から提出していただければ。その間に他の質問をいたします。
まず、町の役割というのは、当然、監査があるわけですが、その説明会を開くことは、保護者の話では、あなたから召集を受けたと。職員も言っております。元々現場からそういった説明会を開いてほしいと言ったわけではなくて、よその保育園からも、あなたから命令を受けて、第一保育園に出向いたというふうにお聞きしました。
そこで説明が行なわれたわけですが、元々町の毎年の監査によって、不正が見抜けなかったということですよね。そもそも、私が最初に相談を受けたのは、いろんな不正伝票があると。そういったことをちらつかせながら、私たちの要望が聞き入れなければ、これを告発しますということも、私は現場で聞いておりました。それはちょっと違うんじゃないのと。保護者たちの願いは、あなたたちの処遇改善ですよ。そのことについて署名活動を展開したのに、違った方向にいってるんじゃないのって。
不正があったんなら、それは正に監査の指摘されるところであって、審査権はあっても、その説明会を開いて、その法人の組織の中に入るということはあり得ないわけです。
それをされるんであれば、事が起こるごとに、やはり委託事業を行なっている各法人、たくさんあります。全部あなたは行きますか。その答え出してください。

**議　長（白石雄二）**
町長。

**町　長（美浦喜明）**
近藤議員ですね、これは、第一保育所の園長先生も保育士の皆さんもそうですけど、こないだの全員協議会で説明したかも分かりませんが、2 月 4 日に、水巻の直営の第二保育所の生活発表会がありました。その朝、山田課長に園長から、保育士の先生がやっぱりもう辞めさせてほしいということで、もたないと。園が。ということで、私が午後から行って、ぜひ子どものために皆さん頑張ってほしいと。町も努力をしますということで、現場が大変混乱して、もし園長はじめ、多くの保育士の先生が辞めたら、第一保育所の園児さんたちは路頭に迷う。まず、これが 1 つです。
それと、1 月 31 日に署名をいただいた、676 名の署名をいただいた、町長として、やるべきことは守るべきです。子どもと保育士の先生と。まして、一生懸命働いて税金を納めてもらっている保護者のかた。
そういう中で 2 月 10 日に、議員の皆さんご承知のように、監査報告ですね。県と町の監査の報告を見られたでしょ。
それが今、近藤議員いろいろ言われますけど、私もビックリしているのは、2 月 24 日に、このなおみ会理事長、柏原進二さんが、保護者各位ということを吉田保育園の保護者、そして第

一保育所には、壁にたった１枚貼ってやってます。内容を読みます。
　平素は当会の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。今回、新聞等で皆さまご存じ―

［　「議長、質問と違う。質問に答えるよう言ってください。時間を潰さないでください。」と発言するものあり。　］

　当然答えようやないですか。何のために私が、第一保育所で説明をしたかって。

［　「全部、法人に入りますか。」と発言するものあり。　］
［　「議長、私語やめさせてください。」と発言するものあり。　］

　福岡県及び水巻の特別監査により、私的流用を指摘され、現在改善計画の策定に、鋭意努力いたしております。
　この度、指摘を受けました金額につきましては、緊急時の対応のため、別口座に積み立てしたものであり、私の会計処理の知識不足から今回の事態に至ったものであり、今後は適正な会計処理体制を整えたいと思います。なお、流用相当額は、現在全額返還しております。
　このようなものを出されたわけですよ。理事長が。２月 10 日の監査報告は、皆さんご承知でしょ。請求書の水増し等々。そして新聞に載ったということで、私は過去の経緯から、保護者の皆さんと第一の保育士の先生、そして園長先生はじめ皆さんに町長自ら報告したということ。
　それから、その件で吉田の、今日傍聴に来られておりますが、吉田の保護者の方から町に、吉田保育園にも説明に来て欲しいと。この報道と、この先生が出した書類が違うから、きちんと説明してほしいと。
　だから、先ほどの答弁の中にもありましたが、３月 11 日の３時に吉田保育園に行きました。そして報告させてもらいました。そのときも厳しい保護者の皆さんの声が聞かれました。
　その最後に私は、ある保護者の方が言われました。理事会が理事長を告訴すべきだと。これは重たい言葉ですよ。保護者の皆さんは、皆、納得されておりました。
　やはり今回の問題は、私が第一に行って説明をしたとか、そういうレベルの話じゃなく、やはり議会と行政と、このなおみ会の不正流用、徹底的に究明をしていくべき。そして子どもたちが安心して、お母さんたちが園に預けて、保育の先生も元気で明るく世話をしていただく。早く、１日も早く、この環境を作っていただきたい。行くべきだと思っております。
　なぜ今、こんなに今日も、保護者のかたやら、先生が来られているか分かっていますか。今、混乱してるんですよ。理事長がうつ病か何か、病気診断出されてですね―

［　「議長、質問だけに答えてもらわな困るやないね。進まんよ、これじゃあ。」と発言するものあり。　］

**議　長（白石雄二）**
答弁されようやろ。

［　「違います。質問だけに答えるようにあなたが指示したやない。」と発言するものあり。　］

**町　長（美浦喜明）**
3月19日に卒園式があります。その指示もなく、今、現場は混乱しています。そういう状況を、やはり議員さんの皆さんにもご存じいただきたいし、近藤議員が法的根拠とか、何でかと言うけど、どんなことがあっても、やはりいくべきでしょ。そういうことです。以上です。

［　「私の質問時間を保障してくださいよ。」と発言するものあり。　］

**議　長（白石雄二）**
近藤議員。

**14番（近藤進也）**
監査をしてこなかったあなたの責任は、当初議会でも、他の議員から指摘されたじゃないですか。そしたらあなた、何て言いましたか。町の責任、あなたは、私はないと。これは県が取り扱うんですと。そう言ったんですよ、あなた。それでもって説明会ですか。あなたの、各種団体での委託先に対して、それぞれ何かある度に、説明会出かけますか。審査権があるって言っても、説明権はあなたの権限ではないんです。
そういうことで、私がまだ質問終わってませんのでね、そこで入ります。
本人が、理事長が、責任を持って辞めるということになりますと、その場合にどういった方が相応しいと思いますか。

**議　長（白石雄二）**
町長。

**町　長（美浦喜明）**
先ほど、うちの課長が説明したじゃないですか。先ほど課長が、この監査については、平成28年から正式に町はできると。そして水巻町は、平成27年度分からの監査できるんですよ。だから監査をした結果、私が報告したということです。
それから、理事長が辞めてないのに、その後の人選を誰がいいかとか、そんなことを私が言うような段階じゃないんじゃないですか。以上です。

**議　長（白石雄二）**
近藤議員。

**14 番（近藤進也）**

9 項目の説明まだですね。いいですか。

**議　長（白石雄二）**

はい、山田課長。

**地域・こども課（山田美穂）**

12 月 28 日に、第一保育所から理事長宛てに出されました要望書の 9 項目について、読み上げさせていただきます。

1. 理事会の正常化。理事長のワンマン経営にならない環境整備。

2. 全職員（正規・嘱託・臨時・代替職員）の就業規則・給与規定等の見直し、改善を早急に行ない、その内容を全職員に周知し、職員がいつでも見ることができるように、その原本を事務所内に配架していただきたい。

3. 職員 1 人 1 人の給与等に対し、その根拠（給与表の号給や各手当など）の説明を確実に行なっていただきたい。

4. 処遇改善費における保育士の給与のベースアップ分について、適正に支払われているか、すべて見直し、適正な支払いが行なわれていない場合は、遡及して対応していただきたい。また、明細書には勤勉手当、期末手当、処遇改善加算分などの内訳を明記していただきたい。

5. 今後のより良い保育士等の確保のために、毎年の人事院勧告の給与水準と同水準を守っていただきたい。

6. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における独立行政法人福祉医療機構への未加入の職員に対する退職金の補償及び退職金未支払分に対する支払いを行なっていただきたい。

7. 勤務時間を正確に確認できるようにタイムカードを導入し、時間外勤務（残業手当）の適正化を図っていただきたい。

8. 産前産後休暇、育児休暇のほか、介護休暇、リフレッシュ休暇など、職員が働きやすい職場環境づくりのために、職員の意見を聞き入れ、保育士確保に努めていただきたい。

9. 個人ごとに有給休暇の取得可能日数を、根拠と合わせて知らせていただきたい。また、有給休暇を取得できる環境を整えていただきたい。

以上です。

**議　長（白石雄二）**

近藤議員。

**14 番（近藤進也）**

皆さんお聞きになったように、9 項目のこの改善要求、非常にもっともな話だと思います。それが出されたのが、平成 28 年 12 月 28 日、暮れも押し迫って役所の閉まる頃、それを提出した物を、1 月 10 日を期限に回答せよと迫られて、口頭による回答を行なったから、約束を破ったと。文書で回答せよと求められて、1 月 15 日に理事会が開かれました。

12 月 28 日に回答せよと 1 月 10 日の期限を迫られて、それに結果が出せなかったからといってですよ、もう即、理事長を辞めろ、約束が違うと言えますか。
理事長が今回不正をやったことについては、私も辞任することにはやぶさかではありません。これはもう責任を取っていただきます。
しかし問題は、改善要求が出てるのに、改善を果たさないで辞めることは、責任を放棄したことになります。ですから理事長も、そして関係者は、担当課長のところに仲を取り持ってくれないかということで相談にみえたはずですよね。それでもあなたは係わらなかった。そのときに、私の聞いた話ですが、副町長が、俺に任せろと言ったような発言も聞いているんですが、任せて何ができるのかなというふうに思います。
どこから介入されてきたのか知りませんが、その後、1 月 10 日の回答が果たせなかった、口頭ではダメだということで、15 日の理事会の後、文書で回答を、また出しております。文書を出しても 2 月 10 日の特別監査が入るまでに、もう第一の園長は激昂しておりまして、そこからまた話が、不正の発覚のほうに繋がっていったというふうに思っております。
むしろ、内部による問題の処理に、町が移譲した責任がそこにあって、係わらなかったということが、この問題を大きくしてきたのではないかと思っております。
むしろそのことから、やはり内部で起こった、この内紛については、もちろん町長の責任として、移譲した責任として、今後約束が果たせなかったなら、じゃあ町は、町立保育園に戻すということはできませんか。返してくれと。あなたは約束が果たせなかったということで、返せという手段が取れれば、そうすると第一保育園の園長もそれが一番いいと、望ましいという希望もありますので、いかがでしょうか。

**議　長（白石雄二）**
町長。

**町　長（美浦喜明）**
あなたが平成 24 年に、この第一保育所は民営化しとるわけですよ。土地は無償で貸します、10 年間ですね。

[　「前の町長ですよ。勘違いしたらダメですよ。日付を追ってください。」と発言するものあり。　]

平成 24 年 4 月に、あなたが民営化をしてます。

[　「私がしたんじゃない。」と発言しているものあり。　]

あなたの名前で書類が出ています。

[　「私は見てない。」と発言するものあり。　]

ほう、見てない。

［　「はい。だけど、あなたが議会で賛成したんでしょ。」と発言するものあり。　］

議会は議会です。あなたのことを言っているんです。

［　「私じゃないでしょ。」と発言するものあり。　］

あなたが何を言いたいかと。そのときに、土地に、私もチェックしました。前任者にも聞きました。前任の担当課長にも。無償で 10 年貸している。そして建物も無償で改装して、無償で譲渡している。

もし、こういうような不祥事が起きたときには返してほしいと、そういう 1 項目が入っておれば、理事長に言いますよ。しかし、書類には何も書いてない。

だから、私としては保育士の人、また園に対しても、どなたがどういうふうに言っているか分かりませんが、理事会、理事会と。理事会も高齢化でほとんど機能してないよう見えますけど。やはりここは、いろいろ言うよりも、まず子どものこと、保育士の先生のこと、それから保護者の皆さんのことを最優先に考えて、一日も早く正常化に持っていくのが、私は町と議会の務めだと思っております。以上です。

**議　長（白石雄二）**

近藤議員。

**14 番（近藤進也）**

9 項目の改善は、要求項目としてあがっていることは、必ずそれに善処すると回答しておりますので、それが果たされるように、担当課長も指導してください。よろしくお願いします。

**議　長（白石雄二）**

本日の一般質問を終わります。以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 44 分　散会